

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）

平成26年7月9日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 平成26年 7 月 9 日 水曜日
開 会 午前10時31分
散 会 午後 4 時53分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 5 号議案 土地の取得について
- 2 乙第 8 号議案 指定管理者の指定について
- 3 陳情平成24年第81号、同第113号、同第114号、同第119号、同第123号、同第140号の 2、同第144号、同第147号、同第158号、同第161号、同第162号、同第198号、同第206号、陳情平成25年第 6 号、同第13号、同第28号、同第30号、同第33号、同第44号、同第47号、同第50号の 2、同第51号、同第53号、同第68号、同第83号、同第104号の 2、同第107号、同第113号、同第117号の 2、同第129号、同第130号、同第134号、同第136号、陳情第 3 号、第24号、第33号、第40号、第42号の 2 及び第43号
- 4 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川	利 勝 君
委 員	座喜味	一 幸 君
委 員	新 垣	哲 司 君

委員 仲村未央さん
 委員 崎山嗣幸君
 委員 玉城満君
 委員 瑞慶覧功君
 委員 玉城ノブ子さん
 委員 儀間光秀君
 委員 喜納昌春君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

文化観光スポーツ部長	湧川盛順君
観光政策課長	村山剛君
観光振興課長	前原正人君
商工労働部長	下地明和君
産業雇用統括監	武田智君
ものづくり振興課長	古堅勝也君
情報産業振興課長	仲榮眞均君
雇用政策課長	又吉稔君
労働政策課長	伊集直哉君
農林水産部長	山城毅君
営農支援課長	新里良章君
村づくり計画課長	仲村剛君
水産課長	新里勝也君

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第5号議案及び乙第8号議案の2件、陳情平成24年第81号外38件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第5号議案土地の取得について審査を行います。

ただいまの議案について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

休憩いたします。

(休憩中に、各委員から台風被害の現地視察を行いたいため、議事進行を速やかに行ってもらいたいとの申し出があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 議案について御説明する前に、まず、文化観光スポーツ部に関連する台風被害状況報告をさせていただきたいと思えます。

非常に強い台風一去ったわけですが、まだ大雨等の警戒が続いております。現状を若干説明させていただきたいと思えます。まず県の災害対策本部については、昨日の9時、そしてきょうの9時に開いて、それぞれ状況報告をしています。ただ、まだ現状では把握できない部分が多いので、きょうまた17時に再度、災害対策本部を開くことになっております。観光関連ですが、月曜日に沖縄観光コンベンションビューロー—ビューロー内に台風時観光客対策本部を立ち上げております。その中で空港班というものを設置しまして、空港にも職員を配置して対応しております。このビューローの中でどういうことをしているかといいますと、まずビューローの中に観光情報サイト—おきなわ物語というホームページがございます。その中で台風の状況、それからフライトの状況、そして台風のときの対策のとり方等、観光客に届くような形で情報を提供しているところがございます。それとあわせて、県、ビューロー—緒になって宿泊業者と観光施設等、観光協会も含めて被害状況—これは建物の被害、それからイベントの開催状況、その報告依頼を行っているところがございます。まだ全部つかめていないのですが、現在のところ報告があるのは、那覇市内のホテル1カ所から窓のひび割れ、雨の侵入による部屋の半損の報告がございました。被害額は調査中。あとイベントについては、昨日、巨人・阪神戦が開催される

予定でしたが、それが中止になっております。あとコンサートもあったようです。それからTEE！TEE！TEE！という舞台公演もあったようですが、幾つかそういったイベントが中止になっている状況です。引き続き、この部分については情報収集を強化していきたいと考えております。空港のほうですが、昨日は全便欠航です。全便欠航したために、空港、そしてターミナル—これは国内、国際、両方閉鎖しております。閉鎖しているということもあって観光客が空港ターミナルに来ることはなく、混乱は特にありません。きょうは空港、そしてターミナル、両方平常どおりオープンしています。そして、今のところ始発については、昨日全便欠航という関係もあって若干影響が出るようですが、それ以外についてはほとんど平常どおりの運行と。ただし、昨日から足どめになっている観光客もいらっしゃいますので、その対応として臨時便、それから機材の大型化等に対応するという情報も聞いております。空港ターミナルで混乱が続くのはこれからだと思います。これから観光客がホテルを出て、この臨時便とかキャンセル待ち等の発券をしてもらうために空港に押し寄せることになると思いますので、そこで混乱が生じないように、県のほうでもビューローと連携しながらしっかり取り組んでいきたいと思っています。現状ではこのような状況でございます。

それでは、文化観光スポーツ部関係の議案につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、本日使用する資料としまして、議会配付資料であります平成26年第3回沖縄県議会（定例会）議案を使用いたしますので、御確認ください。

議案書の15ページをお開きください。

乙第5号議案土地の取得について御説明申し上げます。

本議案は、空手道会館（仮称）建設事業に供する用地として土地を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。本物件の所在地は沖縄県豊見城市字豊見城854番地ほか47筆。取得面積は3万8792.45平方メートル、約3.8ヘクタール。取得予定価格は15億2361万6089円で、契約の相手方は岩崎産業株式会社ほか1名の個人となっております。以上が、空手道会館（仮称）に係る土地取得議案の説明となります。

あわせて、台風の影響がなければ現地を視察するというので、皆さんのほうにそのときに説明しようと思っておりました資料—空手道会館（仮称）建設予定案内図というA3カラー版があると思います。これで概況を説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目ですが、真ん中の赤の破線で囲っている部分が空手道会館の予定地になります。場所について、立地条件として空港から約5.5キロメートルで14分、それから奥武山公園駅から1.7キロメートル、車で5分と。いわ

ゆる武道館とも非常に連携しやすい場所です。あと空港自動車道から3キロメートル、車で約7分という立地環境にあります。

次に、2ページをお願いします。

2ページは豊見城城址公園の部分をアップしたものになります。ここは、豊見城市のほうで跡利用基本計画というのをつくっております。面積は全体で18ヘクタールになります。そのうち空手道会館が下のところで、展示棟、武道場棟と書かれている部分が3.8ヘクタールになります。全体のゾーンとしては、一番上のほうがグスク保全・活用ゾーン、そして真ん中のところが工芸の杜立地ゾーン、下のところが空手道会館の立地ゾーン、左手のほうが民間誘致ゾーン—これはホテル等を誘致するための施設と聞いております。それから右側のほう、漫湖公園の水辺に近いところに親水空間ゾーン、そして斜面緑地保全ゾーンという形でそれぞれゾーニングをして、豊見城市のほうで全体的な跡利用をやりたいという計画がございます。

次に、3ページ、さらに4ページです。

空手道会館の基本方針が一番上にあります。豊見城グスク跡及び周辺の景観と調和し、空手発祥の地としての雰囲気形成する。1つ目に、高台にあり豊見城グスク跡に近接するため、ボリューム（高さ）を抑えた施設とする。外壁に石灰岩を使用し、周辺に植栽を施し、豊見城グスク跡及び周辺の丘と一体感のある施設とするという基本コンセプト—いわゆる、今の形状をできるだけ変えることなく整備をしていきたいという考えでございます。

5ページのほうに計画概要。敷地面積として4ヘクタール、用途として武道場と展示施設、主にこの2つの施設からなります。延べ面積として6190平方メートルになります。右のほうに外観デザインコンセプトがあります。上の2つがポイントになりますので読み上げます。県民に親しみのある琉球石灰岩を多用して沖縄らしさを感じさせるとともに、時がたつにつれて敷地周辺の環境や景観に自然となじむデザインとする。豊見城グスクという歴史遺産と調和し、空手発祥の地としての雰囲気形成するというコンセプトを持って整備していく予定です。

6ページ、7ページ目が、現在のところの外観デザインになります。上にあるとおり、できるだけ今の起伏をうまく生かした形で整備をしていきたいと考えております。

8ページが、もう少しアップした外壁になります。琉球石灰岩の石張りでグスクのイメージをつくり上げていく形を考えております。

9ページが平面図、全体配置になります。手前側に本館—というか、空手道会館、いわゆる武道場をつくります。上のほうに展示施設ということで、ここで

空手に関する展示を行っていきます。上のほうに奥の院というのが小さくあると思います。これは空手奥の院ということで、各流派の開祖を祭るなどシンボリックな空間にしていきたいと考えております。左手下のほうが、駐車場という配置を考えております。あわせて下のほうに市道2号線があります。今、豊見城市のほうでその道路の整備もあわせて行っているところでございます。

10ページは、先ほどの平面図とかぶりますので割愛させていただきます。

11ページが、今後のスケジュールになります。平成26年度現在、実施設計を取り組んでいるところでございます。あわせて展示設計も同時並行で進めております。本体工事については、今年度できるだけ早い時期一年内には本体工事に入って、平成27年度には完成し、そして平成28年度の4月1日には供用開始できるようなスケジュールで考えているところでございます。

簡単ですが、以上です。よろしく申し上げます。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、乙第5号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 現地調査の際に再度議論を深めていけばいいと思いますので、現地調査をぜひお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 その場所は空手発祥の地と書いてあるのだけれども、発祥の地という特徴というのか、著名な空手家というのか、わかれば教えてください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 空手発祥の地というのは、沖縄が空手の発祥の地ということで、豊見城の城址公園、城址跡が必ずしも空手発祥の地ということではございません。選定の中で幾つかの候補地がございました。そこで策定委員会というものを設置したわけですが、その中で景観、周辺環境、交通アクセスの利便性、あと県立武道館との連携、空手発祥の地としての将来的な発展可能性など総合的に勘案して、豊見城城址公園跡がいいだろうということ

で、その場所を選定したという経緯でございます。

○**崎山嗣幸委員** わかりました。計画にもあったのですが、この空手道会館建設に向かったの、これに照準を合わせたようなイベントとか、計画もあるのですか。

○**湧川盛順文化観光スポーツ部長** 現在進めているのが、1つ目には国際空手セミナー。いわゆる供用開始してからはなかなか間に合わなくて、今から我々沖縄県がこの空手道会館を建設していると、そして沖縄が空手の発祥の地であるということをしてできるだけ世界にアピールしたいということで、国際空手セミナーなるものを去年から開催しています。海外から空手家の皆さんに沖縄に来ていただいて、そこで流派を超えて、さまざまな流派の方をセミナーで学ぶ。それから、ゆかりの地を周遊する、もしくは座学で沖縄の空手について学ぶ。そういったものを去年9月に開催しまして、今年度も再度またそれをやりたいと思っています。あわせて、今度県から県内の空手家を海外に派遣して、海外で空手を指導するという事も現在取り組んでおります。もう一つは沖縄の空手のブランド化を高めていくということで、今後の沖縄の空手のブランド化を高めるためにどうすればいいか、今年度から検討委員会をつくって、その検討も行っていく予定でございます。

○**崎山嗣幸委員** この土地の取得ですが、相手方は岩崎産業となっているのですが、この城址は全て岩崎産業が持ち主になっているのですか、それともこの一角だけなのですか。

○**湧川盛順文化観光スポーツ部長** 私どもで把握しているものでは、基本的に全体が岩崎産業の土地です。ただし、中にはお墓等がまだございまして、その部分については共有地という状況でございます。

○**崎山嗣幸委員** この空手道会館ができ、現在ある火葬場の近くからの道路のアクセス—この道路はあわせて工事、建設をするのですか。

○**湧川盛順文化観光スポーツ部長** 今の御質疑は、先ほどお話しした市道2号のことであれば、現在、豊見城市のほうで、その整備を進めているところです。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。

儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 外観コンセプト—琉球石灰岩を外壁に用いて、豊見城の歴史的遺産と調和してつくとあるのですけれども、屋根に関しては、今、7ページを見る限り、僕のイメージとしては首里城正殿みたく赤瓦なんかで—やっぱり空手の発祥の地、また沖縄らしさを出すという意味では赤瓦がいいと思うのですけれども、今6ページ、7ページあたりを見ると、そういうイメージになっていないのですが、その辺のところをお聞かせください。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 これは内部でも幾つか案をつくり、いろいろと議論をしました。ある方は、やはり以前この場にあった武徳殿ですか、ああいうイメージがいいのではないかとか、いろんな意見がございました。その中で、やはり首里城と似たものをつくる必要はないだろうということと、その全体計画の中で、冒頭で少し説明しましたように、豊見城市のほうで—上のほうにグスク保全活用ゾーン、そこの中に城壁、城門の復元というものをやります。そのイメージとあったような形で整備したほうがいいだろうということで、今、琉球石灰岩のつくりにしてあります。赤瓦についても一部使ったほうがいいのではないかとということがありましたが、全体的なバランス等、いろんな設計士の皆さん、あと副知事も含めて議論しましたが、奥のほうの空手奥の院、その部分については、赤瓦を使ったほうがいいだろうと思っているのですが、それ以外については、むしろ使わないほうが向こうの景観にはマッチするのではないかという意見もございまして、現在のところ、そういう外観にしているところです。

○儀間光秀委員 というと、このイメージで見ると、屋根はどういったイメージをすればよろしいですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 陸屋根というのですか、平づくりになります。

○儀間光秀委員 決定になっているのかどうかわかりませんが、やはり沖縄らしさを出して、グスクとの調和も—もちろんバランスをとらないとおかしくなるとは思うのですが、やはり奥の院で、そういう赤瓦を採用する方向であるということなのですけれども。浦添ようどれの資料館も赤瓦等でやっているのですが、それも今浦添グスクの復元に向けて—やっぱりグスクとなると城

壁は石灰岩がメインになると思いますけれども、その辺も再度検討する余地があれば、ぜひ検討していただければと要望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 この空手道会館の一これは豊見城城址全体の一部を購入することになるのですよね。これは一括交付金で購入するのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 先ほど説明しましたとおり、全体で18ヘクタールございますので、そのうち空手道会館で有する3.8ヘクタールを一括交付金を財源にして購入する予定です。

○玉城ノブ子委員 グスク全体で文化財的な価値もあるので、一体的な土地利用計画を進めていくことが必要なのではないかという意見もあるのですが。具体的に、一括交付金ではなくて、史跡等購入国庫補助金が使えるのではないかと。全体を一体的なものとして進めていく上で重要ではないかということもありますが、どうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 確かに、今おっしゃることについて、豊見城城址の土地購入に関する陳情ということで、その中では一陳情要旨でいうと、土地購入の費用については史跡等購入費国庫補助金等を充て優先的に活用することを検討し、一括交付金は既存の枠に当てはめることができない事業に活用するよう検討してください。もう一つは、文化財としての豊見城の保全が開発に優先して行われることを担保するために、土地の購入は部分的に行うのではなく、城址全体の購入を検討していただきたいということで、これは、ことしの6月30日付で県議会議長に陳情が出ていまして、この部分については、教育庁所管で審議を行うことになるかと聞いております。

○玉城ノブ子委員 考え方として、そういうことも検討してもよかったのではないかと思ったのですよね。全体としてどう史跡を活用していくかという、この土地利用計画上、その検討の上に立って、ここは空手道会館、そして他のところは一全体を生かすための取り組みが必要だったのではないかということなのです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 冒頭で御説明しましたとおり、豊見城市が今、全体的な利用基本計画というものを持っております。その中で、豊見城市として全体の位置づけの中で、一部として空手道会館を位置づけたいということで県のほうに誘致、要請がございました。ということで、市としては全体のしっかりとした跡利用計画というものを持っておりまして、その中で、うちは一部を空手道会館で使うということですので、市のほうで積極的に、今おっしゃったように全体としての跡利用を進めていくものと理解しております。

○玉城ノブ子委員 皆様方としては、そこまでしか答弁できないと思います。これについて、土地の購入費の鑑定をなさったと思うのですが、その内容について、鑑定はやったのでしょうか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 土地の鑑定については、不動産鑑定士協会というところに委託できる業者を2社紹介していただきました。その2社に不動産鑑定を依頼し、その平均をとって価格としております。

○玉城ノブ子委員 皆さん方自身としても、この鑑定した中身等は妥当な金額だということで、皆さん方としても評価するための基準みたいなものは持っているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 不動産鑑定業者みたいなしっかりした鑑定はできないわけですが、県としても、予算要求する際に、おおむねの積算をやっております。その金額と、今回の鑑定の一2社の平均で出たものに買収面積を乗じて価格を出しているわけですが、大きな開きはありません。

○玉城ノブ子委員 この単価—いわゆる坪単価は、皆さんの基準からいっても妥当な金額だということになったわけですね。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 そのとおり、私たちは妥当な金額だと理解しております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

午前11時5分 休憩

午後1時1分 再開

○上原章委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成24年第81号外10件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

湧川盛順文化観光スポーツ部長。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

まず初めに、委員のお手元に、経済労働委員会陳情に関する説明資料という資料を配付しておりますので、その目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、継続陳情が10件、新規陳情が1件となっております。

継続陳情10件のうち、1件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず、処理方針に修正のある継続陳情9件について御説明いたします。修正のある箇所は、下線により表示しております。

説明資料の3ページをお開きください。

陳情平成24年第140号の2美ぎ島美しや（先島）圏域の振興発展に関する陳情。この陳情につきましては、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

次に、5ページをお開きください。

陳情平成24年第144号沖縄県立郷土劇場（仮称）の中部地域への誘致に関する陳情。この陳情につきましては、平成24年度に国立劇場おきなわを中心とするエリアに文化発信交流拠点を整備するという内容の基本構想を取りまとめたことを踏まえ、平成25年度においては、施設規模や機能、管理運営等に関する文化発信交流拠点整備基本計画を策定するとともに、施設配置箇所の絞り込み

を行ったため、処理方針を変更しております。

次に、6ページをお開きください。

陳情平成24年第161号新沖縄県立劇場の誘致に関する陳情。先ほど御説明しました陳情平成24年第144号と同様の理由で処理方針を変更しております。

次に、7ページをお開きください。

陳情平成25年第28号しまくとぅばの継承・復興事業に関する陳情。この陳情につきましては、平成25年度に実施したしまくとぅば県民運動推進事業を見直し、平成26年度から沖縄振興特別推進交付金を活用し、しまくとぅば普及継承事業を実施するため修正を行っております。

次に、8ページをお開きください。

陳情平成25年第50号の2平成25年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情。この陳情につきましては、平成25年度に文化芸術による地域活性化事業を実施したため、修正を行ったほか、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

次に、10ページをお開きください。

陳情平成25年第83号国際通りかいわいにおける貸切バス送迎諸問題の解決に関する陳情。この陳情につきましては、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

次に、11ページをお開きください。

陳情平成25年第129号東海岸地域活性化のためのMICE関連施設誘致に関する陳情。この陳情につきましては、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成25年第130号東海岸地域活性化のためのMICE関連施設誘致に関する陳情。先ほど御説明しました陳情平成25年第129号と同様の理由で、処理方針を変更しております。

次に、13ページをお開きください。

陳情第3号大型MICE施設建設誘致に関する陳情。この陳情につきましては、新年度に入ったため、時点修正を行っております。

続いて、新規陳情1件を御説明申し上げます。

説明資料の14ページをお開きください。

陳情第33号島田叡氏事跡顕彰事業に係る陳情。陳情要旨は省略し、処理方針を御説明いたします。沖縄戦当時に県知事を務めた、島田叡氏の特筆すべき功績に対して、事跡顕彰事業を行うことは、沖縄県としても大変有意義なことと考えます。

1つ目に、沖縄県における野球の聖地とされている奥武山球場に、同氏の顕彰碑を設置することは、沖縄県高校野球新人大会の優勝校に贈られる島田杯の由来や、同氏の精神的バックボーンである野球人としてのスポーツマンシップ（フェアプレー精神）を語り継ぐことを助長し、本県の高校球児の育成とともにスポーツの振興にも大きく寄与するものと考えております。

2つ目に、奥武山公園内にある多目的広場を沖縄・兵庫友愛グラウンドと呼称することについては、その名称を記した石碑を設置することと伺っております。かつて同グラウンド近くには、兵庫県民の友愛募金等により建設された友愛スポーツセンターがあり、多くの県民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、スポーツの振興はもとより、沖縄県と兵庫県の友愛のシンボルとしての役割も担ってきました。石碑を設置することについては、こうした友愛運動の歴史を次世代に伝える大変有意義なことと認識しております。

3つ目に、県有地への設置許可については、期成会の意向を聴取するとともに、設置許可業務を所掌する土木建築部や関係機関とも連携を図りながら、上記の考え方に基づき、取り組んでまいります。

4つ目に、顕彰碑等を建立することの意義は、沖縄県民一人一人が、上記1、2の趣旨に賛同し、それを形にすることであると認識しております。そのため、建立に関する財源の捻出については、広く募金を呼びかける方法が最も適切であると考えており、沖縄県としては、期成会が行う募金活動に積極的に協力していきたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 県立郷土劇場の件なのですが、今、国立劇場おきなわ一国立劇場を基点として、そこで構想をまとめていこうということで、いろいろな市町村から誘致が来ているのですが、結局、国立劇場の近くに併設するという考え

方が一番だということに結論づけているのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 これまで整備について検討委員会を設けて意見交換してきた中では、国立劇場の近くにつくることがベストではないかという意見をいただいているところでございます。

○玉城満委員 ということは、基本的には、いろいろなところから誘致の要望が来ているのだけれども、そこには行かないと理解していいわけですね。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 そのとおりでございます。

○玉城満委員 国立劇場とうまく連携をとるといいのだけれども、国立劇場とのすみ分けという意味合いでは、どう考えていますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 国立劇場に既に劇場がありますので一中ホール、大ホールですね、それとかぶらない形で、若干小規模の劇場、スタジオをつくるということです。それから、稽古場が不足しているということです。それを補完する、もしくは、大道具とかを置く倉庫が不足しているということです。そこを補完する施設など、今、国立劇場が不足しているところを補完するという内容の整備を考えているところでございます。

○玉城満委員 今後、県立郷土劇場として独自のイベントを打っていくかと思えますけれども、僕は前々から機会があるごとに、その話はさせていただいているのですが、例えば、予算ができたとして、そのイベントを打つ一舞踊の祭典を打つといったときに、ある広告代理店が受けて、例えば、プロデューサーであるとか演出家であるとかやるのだけれども、それぞれどういう予算配分になっているかということを経営として認識しないといけないと思っています。その辺のところは、今までの県立郷土劇場の公演の中で、しっかりと押さえていましたか。どういうことかという、立ち方というのがいて一立ち方というのは踊り手であり俳優さんですね。その人たちの、例えば、1日のギャラが幾ら、プロデューサーが幾らということ、皆さんの部署のほうでしっかり認識されていますか。今までの県立郷土劇場もそうだったし、これから県立郷土劇場として新しく動こうとしているわけでしょう。その中で、その辺までしっかりと確認していかないといけませんよという話なのです。その辺は、どのようにお考えですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 委員の御指摘があるように、もちろん予算要求するときには県のほうでそれなりの積算をしているわけですが、委託するときには委託費として先方に委託をしていくということで、現在のところ、人の制限というのか、単価については、特にこちらから指示はしておりません。以前から委員のほうから意見があるように、やはり今の立ち方であったり、それぞれの分担される方々に適切な金額が行き渡っているかどうかというところで、いろいろな声が聞かれます。これが適切に行くような形で、うちとしても委託する際には、その辺の注意事項もつけながらやっていく方向も検討していきたいと思っております。

○玉城満委員 これはぜひやってください。やはり今、立ち方が不利な状況になっている。例えば、1カ月、2カ月稽古して、1ステージ8000円とかもらって、演出家であるとかプロデューサーの方たちは何十万というお金をもらったりというようなケースがあるわけです。そうすると、県が後押ししていろんな予算をつけても、結局、立ち方が保たなくなる。最終的にこの影響がどんどん出てくるわけです。そのぐらいのギャラしかないといったら、ここに魅力を感じなくなる。そうするとレベルは確実に下がってくる。これは非常に大きな問題ですので、今後、県立郷土劇場のイベントなりいろいろな公演を打つ際には、この辺は皆さんのほうでしっかりと認識してやっていただきたい。

それともう一つ、しまくとうばの普及の件で、この前議会のほうでも本の配給があるとか、そういう話はわかります。そして、民間企業にしまくとうばの運動をいろいろお願いしていることもわかります。もう一つ、僕が今感じるのは、県として、庁内でどういうふうにしまくとうばを動かそうとしているのですか。県庁内でのしまくとうばに対する運動が感じられないのだけれども、どういう運動をやっていますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、県庁でやっていることはといいますと、それぞれの部局の長などが外部で挨拶するときにはできるだけしまくとうばを使うようにということで、うちのほうから挨拶のサンプルを提供しながら、できるだけ使ってもらえるような仕組み。あと1つは、自治研修所での研修があります。その中でも、職員向けのしまくとうばの研修を、今年度のプログラムの中に入れていただいているところでございます。あとは、もう少し広がりを持たせるといって、例えば、しまくとうばのラジオ体操みたいなものが県庁内で行えるのかどうなのか、いろいろ関係部局での調整が必要なのですが、そう

いったことも含めて、庁内で広がりを持たせるような仕組みを検討していきたいと思っております。

○玉城満委員 電話の応対とか、電話を待っていただく、ウェーティングのときに、しまくとうばの一言二言、ああいうものが出てくるような仕掛けをつくるだけでも一例えば、県民が県庁に電話するのはおもしろいと、他府県から電話したときに、沖縄県ウムサッサと、おもしろいなという仕掛けを県の中でまずやらないと、各市町村まで浸透しないと思います。ですから工夫していただいて、もう少し遊び心あるしまくとうばの継承と庁内における活用をぜひ考えていただきたいと思っております。これは要望ですので、ぜひやってください。

○上原章委員長 新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 確認したいのですが、13ページの、糸満市から陳情が出されている大型M I C Eについてです。これは9月までには決定できない状況、6月いっぱいからおくれていると、この辺はどうですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、候補となっている候補地について、それぞれ選定するための項目をまずそろえていただいて、そのそろえていただいた項目について、専門有識者委員会を立ち上げて、その中で検討していただきました。

○新垣哲司委員 そうではなく、9月議会までには決定するかしないかでのことです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 9月までという期限を示すのは難しいのですが、先ほどお話ししたとおり、一旦は専門家委員会を開きました。そこで大筋というか、おおむねの事項はクリアできましたが、選定するためにさらに情報収集しなくてはならない項目が幾つかあります。今、そのところを調査しているところです。それができ次第、次の選定に入りたいと思っておりますので、できれば7月と思っているのですが、7月ができなくても8月ぐらい、できるだけ早い時期にやりたいと。この時期については、うちの目標が2020年に整備を完了するということですので、そのおくれが出ないように、できるだけ早目にやりたいと思っております。

○新垣哲司委員 決定が9月以降になればと思いましたが、では聞きましょう。MICEとIRの違い—MICEというのは進んでいますよね。しかし、IRは国会で審議中で、まだ選定されていませんよね。その違いはわかっていますので、この糸満市から出されている陳情、誘致について、糸満市は正直に言うとして誘致派と、それからいろいろと議会内部であると思うのですが、今、候補地としては、ある意味では非常に運動不足、PR不足。私は99%糸満市には来ないと思っているのです。そのかわりIRに力を入れようということで、そういう動きがあるのです。そういうことで、もちろん国でしっかり法律を制定しないとイケない。こういうことがあって、この陳情についてなのですが、大体めどは、7月ごろから8月にかけて1次選定はやるという方向ですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 できれば早いうち—7月、8月にはやりたいと思っているところですが、先ほど話した選定のための項目、その調査が整えば早いうちにできると思っております。

○新垣哲司委員 やはり均衡ある発展、幅広い本県のこれからの大きな事業でありますから、そういうことで4カ所ですか、正式に挙がっている。糸満市を加えて5カ所かな。やはりどこがということではなく、いろいろな条件があると思うのです。空港から近いところがあれば遠いところもあるのですが、やはりこの地域の発展ということをしかり見据えて、位置の選定をやっていただきたい。これを要望に終わります。

もう一点、14ページです。島田叡氏の当時の—太平洋戦争末期の住民の誘導など、これは沖縄県民が相当お世話になったと。ある意味では、飢えとか、あるいは避難とか、こんなに沖縄県に功績を残した知事はいないと多くの先輩方からよく聞かされます。この陳情を立派だなと思っております。皆さんの処理方針にもしかりしたものがあって、今後幅広い募金活動を通して功績をたたえるということは非常に大事でありますので、これをうんと県民に継承をして、奥武山公園の球児であるとか、ああいう目立つところに碑を建立していただきたいなということをお願いし、一言だけ部長の見解を伺いたいと思います。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 私も、島田氏の今までの経歴、やってきたことをいろいろ書物でも読み、テレビでも生きろという番組でやっていました。そして今、県でも兵庫県と沖縄で青少年の友愛キャンプというものをずっと継続してやっております。その中でも島田氏にいろいろとかかわっているわけですが、本当に県民の命と沖縄の未来を守った、兵庫県の人でありながら沖縄県

にここまで尽くしたということは、私はすばらしい人物だなと思っております。それを私たちがやっている、先ほど話した青少年の友愛キャンプの中でも一兵庫県から沖縄に来る、沖縄県から兵庫に行くということを交互にしているわけですが、参加者が減っていき、その中で必ず島田氏の功績を勉強する会もつくっていますが、やはりこれも徐々に薄れていくということになりますので、それがいつまでも残る、残していくということは非常に大切だと思っております。そしてまた、それを建立するためには、やはり税金ではなく、県民の思いとして募金で賄ったほうがいいだろうということで、県としてもまず県職員に対しても積極的にその募金を呼びかけていって、その計画が実現できるように全力で取り組んでいきたいと思っております。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 MICEについてなのですが、MICEの整備運営手法をどう考えていらっしゃるでしょうか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 整備については、もちろん県のほうで県の予算を使ってやります。ただ、まず事業費が大きいということがございますので、できるだけ整備コストを下げる、そして管理運営費を下げるということから、今年度、その整備、設計、運営について、民間のノウハウいわゆるPFIを導入できないかどうかということで、今年度はその調査をやって、できるだけ整備コストと維持管理コストを下げる仕組みを今年度でしっかり検討していきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員 この事業収支についてはどうですか。

○前原正人観光振興課長 事業収支につきましては、昨年度の調査の中で、民間がつくった場合、この運営が可能かどうかという視点から一定の条件、例えば、運営費につきましては、既存のコンベンションセンターを拡大して推計するような形、需要のほうにつきましては、各イベントがどれぐらいの需要があるのか、これをヒアリングによって出しています。その中で、仮にですが、その一定の前提条件のもとに、収入で12.1億円、支出のほうで12.4億円という形で若干—3000万円程度マイナスという形が出ますが、このシミュレーションに使った稼働の数字が稼働率30.1%。これは、現在のコンベンションセンターの

稼働率よりかなり低い、厳しい条件で出していますが、前提条件としましたのが、現在のコンベンションセンターでは実施できない、1000名以上の大型MICEというのを一つ条件にしています。それから、現在、コンベンションセンターで実施しているもののさらに規模拡大のニーズがあるもの、例えば、ウチナンチュ大会であるとか、そういったものを一つ要件に入れてあります。そういったものを積み重ねて、既存のコンベンションセンターで行われたものは推計の中に入れられない、全て新規という形でやりますと、やはりどうしても稼働率が30.1%—これは中位のシナリオですが、そうした場合に、マイナス3000万円という数字が出ています。

○玉城ノブ子委員 皆さん方の事業収支想定によると、収入は12億1000万円。しかし、建物の修繕費だとか、損害保険料を入れたら、2億2000万円の赤字が出るという収支想定になっているのですよね。そうすると全体、例えば、土地の購入、施設の整備を県がやって、運営については全て民間に任せる—公設民営というのですか、そういう手法ということになるわけですか。

○前原正人観光振興課長 建設の手法については、先ほど部長からも答弁がありましたように、基本的には昨年度のシミュレーションの中で、民設ではなかなか厳しいだろうという結果が出ていますので、現在の想定では、公設民営の形であろうと想定しています。ただ、今年度の調査の中で、パブリック・プライベート・パートナーシップ—公民連携という方式ですが、民間の運営ノウハウを活用するという形で、例えば、PFIの一形態で、資金調達は公共が行う、それから設計、建設、維持管理、運営を一括して民間に任せるといった形で、運営費の圧縮ができるかどうかというところを今年度調査したいと思っています。

○玉城ノブ子委員 そうすると、例えば、収入が12億円、だけど先ほど話したように建物修繕費とか損害保険料も入れると2億2000万円の赤字、さらに公租公課や借入金の金利、減価償却も入れると20億円の赤字が出ていますよね。具体的に赤字が出る部分については、どこが負担するということになるわけですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 赤字が出るというのは20億円ではなく2億円ということです。その赤字を負担するのは、県の施設ですので県のほうで負担をすることになると思います。ただ、一つ申し上げておきたいのは、MICE

E施設というのは、必ずしも単体で収益を上げるということを目的をしているわけではなく、その集客力によって地域全体に利益効果をもたらすという目的があります。例えば、現在ありますコンベンションセンターについても、指定管理料として6700万円が、県のほうから維持管理費として行っているところがあります。どうしてそういうMICE施設を整理するかということなのですが、その経済効果が一例えば、年間で400億円という大きな経済効果があるということ、それから季節に変動なくいろんなイベントが開催できるという平準化のためにも役立つということがあります。それからもう一つ、単に観光客を呼び込むという機能だけではなく、やはり県内の経済界にとっても一例えば、プレの大交易展というものが去年開催されています。こういうものを今後開催するためにも、今のコンベンション施設ではやはり規模不足、もっと大きな規模の展示会、商談会、もしくは県でやる大きなイベントの場合にも、そういった大きな施設が必要になってくると思います。やはりそうすると、単に観光客だけではなく、県内の経済界にとっても、そういった施設を整備するということがすごく効果があるものと認識しています。

○玉城ノブ子委員 そうすると、例えば、各市町村が誘致合戦しているのですが、年間で出る赤字の負担については、市町村の負担ということはないのですね。皆さん方の資料を読むと、市町村の負担もあり得るという中身になっているように思えるのですけれども、これは県が全部負担するということになるわけですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 これは県の施設ですので、当然ながら県のほうでその維持管理費は負担することになります。ただ、先ほどトータルで、今のシミュレーションで2億2000万円の赤字が出るということですが、先ほど話したとおり、その建設費用をどう圧縮するか、そして維持管理費をどう圧縮するか、そのためには当然MICEとしての稼働率を上げていく。その仕組みをしっかり今後取り組みながら、その維持管理費を抑える方向で取り組んでいきたいと思っています。

○玉城ノブ子委員 IRですけれども、これに関連するから私は聞くのですが、皆さん方がIRの—いわゆるカジノですよね。統合リゾートの検討状況という報告書を出しているのですが、皆さん方、いろいろ調査をして、この沖縄統合リゾート・モデルの特徴ということで何点か提案しているのですけれども、この中身について具体的に説明してもらえますか。

○村山剛観光政策課長 我々県で統合型リゾートのモデルというのは、大きく分けて2つです。1つはMICE誘致型、もう一つがアミューズメント・リゾート型、この2つに大きく分けて類型を検討しています。その中でMICE誘致型はさらに2つの類型があつて、1つは郊外リゾート型、もう一つが周辺施設と連携したIR、この2つを検討しました。もう一方の大きな類型であるアミューズメント・リゾート型につきましては、これもアミューズメント・リゾート型の中の郊外リゾート型、そして周辺施設連携型というものを想定していました。

○玉城ノブ子委員 要するに、皆さん方のIRの構想の中には、MICE誘致型の構想が入っているわけです。これはシンガポールをモデルにして、皆さん方が調査をして、その提案をしているのですけれども、ではシンガポールは具体的にはどうなっているのかというと、このMICE誘致型のIRというのは、要するに全体のIRの中にMICEがあり、イベント施設があり、そしてそこにカジノがあるわけですね。しかも、MICEは大体採算がなかなかとれない、赤字。ですから、シンガポール型というのは、全体の収益の7割から8割をカジノで上げて全体の採算を賄う、そういう仕組みになっているわけです。しかも、カジノというのはわずか3%の面積につくれる施設なので、これがいわゆるMICE型の施設、IR事業ということで、シンガポールではそういう運営がなされているわけです。それを皆さん方は調査をして、これがモデル事業だということで提案がされているわけです。これからいくと、皆さん方のIRの事業の中にMICEーカジノ、イベントができる施設ということが提案に1つ入っているということに、これはどうなのですかと私は思っています。MICEと全く関係ないということではないでしょうと。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 IRについては、カジノ施設というのが必須条件です。それプラス観光のさまざまな施設を地域のニーズによって組み合わせしていくものがIRです。今、うちのほうで調査したもので、先ほど課長からあったように、MICE誘致型というものとアミューズメント・リゾート型があります。MICE誘致型というのは、ビジネス客をメインにした施設になります。そしてアミューズメント・リゾート型というのは、ファミリーを対象にしたものです。うちのシミュレーションで見ても、このアミューズメント・リゾート型のほうが効果があると見ています。例えば、今、シンガポールには2つあります。このタイプ別々に。これは国がそういうモデルを示して、公募

をして、当てはめたものです。1つにマリーナ・ベイ・サンズというものがあります。これがMICE施設型です。ここにはホテル、ショッピングモール、MICE施設—MICE施設というのは非常に大きなMICE施設です。そして、劇場、美術館、空中庭園というものがあります。もう一つのリゾート・ワールド・セントーサというものはどうかといいますと、ホテルに遊園地、水のテーマパーク、水族館、民族博物館、フードストリート、ショッピングモール、高級スパ、コンベンションセンター、あと劇場、カジノ。ここでいうコンベンションセンターというのは、マリーナ・ベイ・サンズのMICE施設とは規模が全然違う小さなものです。いわゆるファミリー層を対象にして、劇場、水族館、そういったもので人を集めていくという仕組みになっていて、タイプが全く違うものなのです。沖縄県がこれまでの調査の中で出てきたものはMICE誘致型ではなく、先ほどのアミューズメント・リゾート・タイプのものが今一番好ましいのではないかということが調査の結果で出ているところです。

○玉城ノブ子委員 やはり、どうしてもMICEを何とか沖縄にということやって、ところがそのMICE施設の施設運営費そのものについても赤字運営になるということは—これは沖縄だけではなくて他の全国でも、シンガポールでもそうだけれども、それだけになると採算が合わない、みんな赤字運営だということなのです。だから、シンガポールのMICE誘致型になっているわけなのです。ですから、その後、カジノを誘致するということに知事が手を挙げているのですが、私は結果的にMICE施設誘致型にならざるを得ないのではないかと思うわけです。今まで、カジノといふとなかなか抵抗感があってできないからIR、いわゆる統合リゾートモデル事業だということを書いて、そしてそこにカジノを位置づけるという中身になってきているわけです。でも全体としては、結局カジノとレクリエーション施設、そしてMICE施設が一体のものとなって、大半の利益をカジノで上げて全体の採算も賄うとなっているのが、最近のシンガポールもそういうことだし、最近つくられているものも、ほとんどMICE誘致型になってきているわけです。そういうことについて、私たちはやはり、こういうことは問題だと思っているのです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 例えば、今、ハワイはカジノがありません。ですが、MICE施設というものがあります。確かにIRの中でMICE施設が絡んでいるものがあることはあるのですが、必ずしもMICE施設とカジノがイコール—設置していなければいけないということはありませんので、県として、まずそれは考えていないということです。そして今、カジノを含む統合

リゾートについては、現在まで国会のほうで、その法案について審議しているところです。県としても、導入に当たってコンセンサスを得ながらやっていくということは、これまでに議会でも答弁しているとおりで。そしてもう一つ、このカジノを含む統合リゾートの定義の中で、統合リゾートに関する施設については民間事業者によって設置運営されるものとされています。ですが、今回県が設置するMICEは公設ですので、私としてはこのIRの定義にはなじまないと考えています。そういうことで今、県としては大型MICE施設と統合リゾートについては、絡めた議論は行っていないというのが現状です。

○玉城ノブ子委員 ですから、ハワイのようにカジノを導入しなければいけないわけ。ハワイは、MICE施設だけであるわけではないにしても、カジノはないわけ。沖縄もそうであればいいわけなのです。カジノについては手を挙げない。今、知事は積極的にカジノを誘致しようということで手を挙げているわけでしょう。だからこそ私たちはこれを問題にしているわけです。カジノは沖縄にはふさわしくないという指摘をしているわけです。ですから、カジノについては沖縄に誘致するのはおかしいと、誘致すべきではないという立場で頑張る必要があると私は思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今のMICEもそうなのですが、観光の政策投資は非常に需要が旺盛で予算にも大きな割合を占めていますけれども、どの陳情処理方針を見ても、もちろん積極的にということでもいろいろ人材育成、観光地の形成について、いずれにしてもお金がかかるのですよね。それで、観光の投資の財源として、観光税の導入というのは検討されているのか、検討されている途中なのか、どういう段階なのか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 新税として観光に関する税は、幾つかタイプを考えながら、これまで総務部を中心にして議論をやってきました。ただ、幾つかタイプがあるのですが、それを導入する際にまだ解決すべき課題というものがあります。総務部との意見交換の中では、引き続き調査検討を進めていきたいと思います。今導入するには時期的に早いということで落ちついていきます。

○仲村未央委員 観光振興にかかる予算は、今年度でいうと幾らでしたか。観

光予算と言われる全体の予算でいいです、大ざっぱでいいですので。観光と言われるくくりで、今投資している予算というのが大体どれくらいの割合になっているのかです。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今きちんとした情報を持っていないのですが、文化、スポーツまで含めたら130億円ぐらいあったと思います。観光分野だけをこの中から抜き出すと、平成26年度は85億円ぐらいです。

○仲村未央委員 これから継続的に観光を発展させていくということがもちろん必要なのでしょうけれども、その投資とか、特に誘客キャンペーンなんかにあれだけの額を落としていくことについては、安定的な財源というものをどのように確保するかという一これは全てを県の一般財源とか、一括交付金などで求めていくと、これも大事ですが、やはり他の予算との格差というのが非常に大きくなってきているような印象を持っているわけです。投資と効果というものはなかなか難しいということになると。ですから、前々から観光税の導入というものはもう少し考えなくてはいけないというところにあると思うので、時期尚早という感じなのか、そこはどうなのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、委員がおっしゃるように、私としても観光については、やはり安定的な財源というものは必要だと思っています。うちのほうでどういった税目が考えられるのかと議論したのですが、例えば、1つにはホテル税、宿泊税というものが、東京もしくはハワイとかでも導入されています。沖縄でそれを導入しようということも考えたのですが一業界にもいろいろお話を伺いました。1つとしては9・11テロ、それから東北の大震災の影響があって、ホテルの単価がぐんと落ちてしまい、そこからなかなか回復できていない状況なのです。そういった状況の中でホテル税として課すということはホテルとして対応が難しい、いわゆる単価が上げられない中で税を上げてしまうと、その税も業界がかぶってしまうということにもなりかねない。それから今、消費税が上がったばかりということで、時期的に今は望ましくないのではないかということでした。それからレンタカー税も検討しましたが、どうもやはりパイが小さくて、安定的な財源をずっと続けるには財源としてはまだ小さいのかなと。あと入域税というものも考えました。入域税については法技術的に一どこで徴収するかなのです。まだ沖縄に来ていない段階で本土で取ることがどうなのか、沖縄で取るにしてもどの時点で取るのか一いわゆる入域がいつの時点なのか、その徴収する方法等まだまだクリアすべき課題があっ

て、それでうちのほうも今すぐというよりも環境も見ながら、それから法技術も工夫しながら、引き続き検討していこうという状況です。

○仲村未央委員 きょうはたくさんの議論はできないのですが、例えば、海洋博の水族館、それから首里城などは、あれだけの観光客—沖縄に来るほとんどと表現してもおかしくないぐらいの入場者があるわけです。ところがその財源は、沖縄の観光振興の財源として入らないわけですね。あるいは全く別財布であって、これだけ沖縄の観光施設として客を寄せながら、一方では1円も沖縄の観光に直接的な財源として活用できないということについては一国との関係もあるのですが、もし税がそのように課題が多いとすれば、今収益を上げている施設の財源をもって、どうやってもう少し民間ベースの投資を税源として活用できるのかという意味では、水族館や首里城というのはやはり検討に上げなくてははいけない。沖縄の姿勢も問われると思うのです。その辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今、詳細に検討してはいないのですが、やはり安定財源をつくるということ自体は私も必要と思っています。その方法としてどのような方法が好ましいのか、そして徴収する際に、その徴収の対象となるものにどのようにして理解していただくのか、そこのバランスだと思えますので、今の委員の提案も含めてさまざまな角度から、こういった安定財源の確保の仕方が望ましいのか、引き続き検討させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 もちろん入域税、ホテル税、いろいろな付加価値税をどのように取っていくかという一付加価値全般で見たときに、沖縄観光の付加価値、特に単価をどう上げていくかという部分と連動させないと。どうしても今、単価が安いわけですから、観光で働く人のそもそもの収入が上がらないという基本的な構造的課題をずっと持って観光は進んでいるわけです。その一方で税は難しいと言って、これを公共で、投資の財源に一括交付金なんかをずっと充てていくと、どうしても他のところとのバランスが狂うという課題と、それから取れるところから—例えば、今言うような水族館などは、あれだけの入場料があってそれが1円も沖縄に入っていないということを知ると、県民はみんなびっくりするわけです。ですから、その辺はもう少し取り組むべき—財源との兼ね合いでは、これからの観光を発展させていく継続的な投資のあり方で避けては通れない議論だと思うので、きょうは視点だけですが、ぜひそこは今後も継続的に取り上げていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第33号、新規の島田さんの件ですけれども、私も慰霊の日でしたか、生きろというテレビを見て、それまで島田さんの業績というか、そういうものを全然知らなくて勘違いしている部分、大田さんの件とかですね。やはりこういうのはすばらしいことだと思うのですけれども、学校とか一再放送だったらしいですが、みんなが見ているわけではないと思うのです。やはりそういうことは多く知らせることが一例えば、学校での特設授業とか、そういうことも取り入れて知らさないことには、こういう像をつくってやるということも意義が後先になってしまうと思うのです。やはり今後、パンフレットというか、そういったもので知らしめていく予定はあるのですか。

○湧川盛順文化観光スポーツ部長 今学校で、どのように島田叡氏の活躍を教えていくかという、そこまでの検討はやってはいないのですが、ただ、いずれにしましても、先ほどお話ししたとおり、島田叡氏のこれまでやった取り組みというものは高く評価すべきものだと思います。そういう評価を受けて、今回の顕彰碑の建立と言っていると思いますので、これを機に、やはりもっともっと県民に、学生も含めて広げていく仕組みというものは、関係機関とも連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。
以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ、新任の下地商工労働部長挨拶)

○上原章委員長 再開いたします。
次に、乙第8号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、商工労働部長の説明を求めます。
下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、台風の被害状況報告もあわせてという話がありましたので、御報告いたします。

午前中に湧川部長からも若干あったと思うのですが、7日に午前の本会議終了後、第1回の防災対策会議を開きまして、その後、昨日9時に第2回、そして本日の9時に第3回を開きました。まず、商工労働部所管で申し上げますと、まず電力の件のウェートが大きいのですが、調査した時間帯では7万3000世帯停電ということでしたけれども、現在のニュースでは5万世帯台に落ちているということです。今後の復旧について、午前中に沖縄電力に電話で問い合わせをしてあります。現在、電力の職員が総出で現況確認に行っているということで、まだ調査中であると。したがって、戻ってきて、その原因や範囲が明確にならないとすぐには見通しを言えませんということではありましたが、この後5時にも防災会議をすることになっていますので、それまでに再度確認をして、できるだけ見通しを聞いておきたいと思っております。それから、所管する商工会議所、商工会を通して、企業等に被害がなかったかどうかを報告するようにということを台風がくる前に知らせてあります。この後、4時ごろまでにはあらかた報告が来るのではないかと考えております。まだそのまとめはされていません。それから県の所管している施設ですけれども、中城湾港のIT津梁パークで、少しドアからの水の浸入とか、ドアの固定部分の破損、エアコンの室外機の破損、倒木等があったという報告を受けたところです。あとは我が部が所管している工業技術センター、工芸振興センター、バイオセンター、職業能力開発校からは、今のところ大きな被害の報告は入っていません。ただ、今も職員が一生懸命に調査中ですので、今後また、わかり次第報告していきたいと考えています。以上が、台風の報告です。

それでは、商工労働部所管の議案につきまして御説明いたします。

まず初めに、議案の御審査に当たりまして、商工労働部で用意いたしました配付資料の御確認をお願いします。

資料1といたしまして、平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料。資料2といたしまして、平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明要旨。この2点が商工労働部で用意いたしました資料となります。

議案の説明に当たりまして、資料1平成26年第3回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料に基づいて進めさせていただきますが、議会配付資料平成26年第3回沖縄県議会（定例会）議案書の該当ページについても御案内をいたし

ます。

それでは、乙第8号議案指定管理者の指定について御説明いたします。

資料1の1ページをお開きください。議案書は19ページとなっております。

本議案は、沖縄IT津梁パーク施設企業集積施設2号棟の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

沖縄IT津梁パーク施設企業集積施設2号棟の管理は、沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例により、指定管理者に行わせるものとなっておりますが、その候補者として、株式会社沖縄ダイケンを選定しております。なお、指定期間は平成26年8月1日から平成28年3月31日とする予定であります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今回の指定管理者の契約は随意契約一随契でしたか。

○下地明和商工労働部長 そのとおりです。

○仲村未央委員 予算は伴わないということになるのでしょうか。その辺を少し、説明をお願いいたします。

○下地明和商工労働部長 今回の指定管理者の指定に関しては予算を伴っていません。理由といたしましては、下の絵のほうをごらんになっていただきたいのですが、同じ集積施設1号棟、その隣に黒枠で囲ってある部分が、今回指定管理をする予定の場所でありまして、ディベロッパーで建設をして清掃、あるいはそういった一般的な管理もリース料に含まれるということで、指定管理者がする仕事というのは申請に対する許認可ですとか、そういう年に数回程度の業務になりますので、ほとんど業務量の負担はないということで、予算の増は伴っていません。

○仲村未央委員 実際には管理の追加ではあるけれども、契約としてはゼロ円という形になるわけですね。それで指定管理者として、今回人件費等が伴わないということでのゼロ円なのでしょうけれども、ただ、この指定管理者の契約に当たっては、これまでも一律シーリング等で、契約更新のたびに契約額が落ちていくということが繰り返されているわけですね。ですから、そういう意味では、指定管理者をそれぞれが一所管する部は多いわけですが、特にこういった場合に直接に支払いをする先、いわゆる人件費として、賃金として行く先の一最終的な賃金までを含めてどうなっているかということ、指定管理者の指定に当たってはきちんと把握をして、皆さんは指定管理をしていますか。そういうことを検証したり、あるいは確認をしたりする手だては持っていないのでしょうか。このようなゼロ円契約の場合に、そこが結局は人件費の圧縮につながってはいないかという、そのことの確認はきちんとされていますか。

○仲榮眞均情報産業振興課長 今回の御質疑について、毎年更新するというものではなくて、この指定管理期間は一応3年となっています。この3年の初めのときに、3年間分をまとめて内訳書を出して、それを契約するという形になっていますので、更新というものは今はやっていません。

○仲村未央委員 ぜひ部長、この辺を商工労働部が特に中心になって、直接手取りまで含めて、指定管理者の更新のタイミングできちんと確認する手だてというものを、管理者の評価において持っているのかというところなのですね。今回はたまたまイレギュラーなというか、そういう更新時期ではない、追加のものであるということなのでそんな大がかりなことではなかったかもしれませんが、それが更新の度に実際には下がっていて、指定管理者もほとんど手を挙げなくなっているというか、結局はもうからないので競争もどんどん減っているわけですね。実際手を挙げるところが減っていて、ほとんど更新時期になると1社とか2社とか、非常に競合するところも手を挙げなくなってしまうという、こういう契約の実態があると思います。そこら辺は大丈夫ですか。そういった確認は持っていますか。

○下地明和商工労働部長 指定管理者の指定のあり方としては、それぞれ企画提案という形で公募いたしまして、その中にはもちろん、一番いい管理をしていただけたところという内容の面もありますし、それに当然予算の面も含めて

公募の上で決めております。ですから、人件費のほうまで極端に下がるような公募、そういったものについては、その段階でチェックが入れられているということでもあります。

○仲村未央委員 今回のゼロ円がダンピングだとは思えないけれども、ただ実際にはこういったダンピングを起こさないような、またその目線での契約のあり方というのは、公共が契約する場合には特段気をつけないといけないと思いますので、これはそういう視点を申し上げて終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 今の質疑との関連ではあるのですが、結局、随意契約になっているわけですね。随意契約の相手方というのは株式会社沖縄ダイケンですか、これは2号棟ですか、前から建設をして指定管理者でということで指定をしているのですが、今からまた3号棟とかということでまたあるわけですね。全て随意契約にしていくのでしょうか。

○下地明和商工労働部長 この指定管理は、この写真にあります中核機能支援施設でありますとか、企業立地、この5つの施設にプラス、今回、指定期間内に新しく2号棟が完成するので、ここを追加するというものです。したがって、この期間内にもう1棟予定がありますので、そこまでは、その指定期間内を限度として追加するという事を考えていますが、また、次の更新のときは、改めて企画提案を受けた形で指定管理者を決めていくと。同じような手続をとるということになります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、商工労働部関係の陳情平成24年第113号外11件の審査を行います。

ただいまの陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

下地明和商工労働部長。

○下地明和商工労働部長 それでは、商工労働部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたしますが、まず、配付した陳情の処理方針に訂正がありますので、お知らせします。

お手元に配付しております資料3、平成26年第3回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料の13ページをお開きください。

陳情平成25年第104号の2美ぎ島美しゃ（先島）圏域の振興発展に関する陳情に係る訂正箇所について、御説明いたします。

処理方針の上から2行目の国際物流拠点産業集積地域うるま地区の記載についてですが、平成26年6月18日付で、県知事が国際物流拠点産業集積計画において指定を行ったため、名称が国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に変更となりましたので、その旨訂正とさせていただきます。

それでは次に、資料3の19ページをお開きください。

陳情第42号の2平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情に係る訂正箇所について、御説明いたします。

こちらについても、先ほどと同様となりますが、処理方針の上から2行目の国際物流拠点産業集積地域うるま地区の記載について、平成26年6月18日付で、県知事が国際物流拠点産業集積計画において指定を行ったため、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区に変更となりましたので、その旨訂正とさせていただきます。

以上、訂正の御報告とさせていただきます。

それでは改めまして、お手元に配付しております資料3、平成26年第3回沖縄県議会経済労働委員会陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続陳情が10件、新規陳情が2件となっております。

継続陳情10件のうち、6件につきましては、前議会における処理方針と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

それでは、まず処理方針に変更のありました継続陳情4件について御説明いたします。修正のある箇所は下線により表示しております。

資料3の8ページをお開きください。

陳情平成24年第158号平成24年度中城湾港（新港地区）振興に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は9ページ目となりますので、そちらをお開きください。

中城湾港（新港地区）において、新たな知見に基づき、電力使用の見える化システムの導入やスマートグリッド化など、当該地域に適した電力料金低減化に係る手法を検討し、中城湾港新港地区協議会や関係自治体、国及び電力会社等と調整を図りながら、事業施策の策定を行い、事業化に向けた支援に取り組むこととしていることから、その旨、追記、修正しているものであります。

次に、資料3の11ページをお開きください。

陳情平成25年第53号トライアル雇用事業の抜本的な見直しに関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は12ページ目となりますので、そちらをお開きください。

2月定例会の経済労働委員会後、平成25年度分のトライアル雇用事業における常用雇用移行者の実績が出たことから、その旨、修正しているものであります。

次に、資料3の14ページをお開きください。

陳情平成25年第134号修学資金貸付制度の拡充並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）の継続実施に関する陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。平成26年度については事業を実施していることから、その旨を修正しているものであります。

次に、資料3の15ページをお開きください。

陳情第24号労働法の改悪を許さず安定した雇用を求める陳情に係る修正箇所について、御説明いたします。

修正箇所は16ページ目となりますので、そちらをお開きください。

2月定例会の経済労働委員会後、前の国会に提出されていた改正法案が廃案となったことから、その旨、追記、修正しているものであります。

以上が、前議会から処理方針に変更のありました継続陳情でございます。

次に、新規の陳情について御説明いたします。

資料3の17ページをお開きください。

陳情第40号労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情について、御説明いたします。陳情者日本労働組合総連合会沖縄県連合会（連合沖縄）会長大城紀夫。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

まず、1について御説明いたします。

政府の規制改革会議は、雇用分野について、労使双方の納得感とメリットを生む改革、国際比較から見て合理的な改革、働き手が多様な雇用形態を選択でき、雇用形態による不合理な取り扱いを受けない規制改革を推進することとしており、現在、関係省庁の有識者懇談会や審議会等において議論が行われてお

り、県としては、議論の行方を注視してまいりたいと考えております。

次に、2について御説明いたします。

労働者派遣法については、わかりやすい制度にするために専門26業種の撤廃や派遣社員のキャリア形成のために、派遣先への受入期間の制限を業務単位から人単位へ変更するなどを中心とした改正法案が前の国会に提出されましたが、審議入りできないまま廃案となりました。県としては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、3について御説明いたします。

労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項の調査審議を行うものであり、政府の規制改革会議や産業競争力会議等における協議の結果についても、同審議会において審議されるものと認識しております。

次に、資料3の19ページをお開きください。

陳情第42号の2平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情について、御説明いたします。陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉、外1人。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針を御説明いたします。

ものづくり産業の基盤強化と育成については、全県共通の課題であります。現在、国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区の一角にサポーターズ産業集積促進ゾーンを設定し、県内外の技術を持った企業を集積させることで、技術の県内化と企業間連携を促し、県内のものづくり基盤技術の高度化に取り組んでいるところです。こうした取り組みをもとに、今後、県内各地域とどのような連携が可能か、効果的な実施体制のあり方も含めて検討していきたいと考えています。

以上が、商工労働部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○上原章委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情第24号、16ページであります。5の中でブラック企業をなくすため働くルールの整備とあるのですが、皆さんの処理方針では、若者の使い捨てが疑われる5111事業所に重点監督と書いてあり、その中で法令違反が4189事業所あります。直近の実態調査も含めて、ブラック企業とまで言わなくても、労働法令違反という企業がもう7割近く、76.7%ぐらい、年々そういった法令違反をする企業が出ているのですが、この辺は、今言っている処理方針と、実態はどういった中身一賃金不払いなのか、長時間労働なのか、いろいろな権利の問題なのかを含めて、実態を捉えていますか。

○**下地明和商工労働部長** これは、平成25年9月の労働局の重点監督月間においての調査内容なのですが、今委員がおっしゃいましたように、監督実施したのが5111社、それに対して何らかの違反、労働基準関係法令違反というのですか、それが4189社で、これが82%であったと。その主な内訳としましては、違法な時間外労働というものが2241件の43.8%、それから賃金不払い残業と言われるものが1221事業所の23.9%、多重労働による健康被害防止措置が実施されていなかったというものが71事業所の1.4%という状況であるということは情報として持っております。

○**崎山嗣幸委員** どういった事業所のほうが、こういったケースが多いのですか、順位というのか。

○**下地明和商工労働部長** この監督につきましては、労働基準監督所が一貫して握っておりまして、そういう情報については開示していただけておりません。

○**崎山嗣幸委員** 情報は出ているのではないですか。今皆さんが言われている長時間労働、それから賃金不払いの多い業種という意味では、建設業とか、製造業とか、旅館業とか。これはマスコミにも出ている話を皆さんが把握しないというのは、公表していないということはないのではないですか。

○**下地明和商工労働部長** この取材源がわかりませんが、こういう事業所数での報告は受けていますが、業種というものについては全く開示していただけておりません。

○**崎山嗣幸委員** これは、皆さん自身が大まかな統計数字だけ把握をして、どういった事業所でブラック企業とかがあると言われているのか、しかも法令違

反が76%前後あるという中において、どういう事業所があるのかわかりませんということで一皆さんはそういった業務で、ずっと一貫しての間やってきているのですか。国が公表していませんと、本当に公表していないのですか。あり得ないのではないですか。

○下地明和商工労働部長 残念ながら聞いても教えていただけないのが実態でございますので、そうしか申し上げられません。

○崎山嗣幸委員 国が情報公開していない理由は何ですか。

○伊集直哉労働政策課長 重点監督ですとか、定期検査に入っておりますので、労働基準監督署のほうはデータとしては持っているわけですが、これを公表いたしますと事業所に対して不利益がある、悪質な場合は送検をするという権限もっておりますので、その範囲内で対応をするということで、公表については差し控えたいと向こうは申しております。

○崎山嗣幸委員 企業に不利益があると。しかし、働く側が苛酷な労働条件の実態があるということで皆さんは言っているわけですよ。その解消のために、皆さんが先ほどから言っているように、事業処理方針の中においても、労働局と連携して労働関係法の周知に努めてまいりますと考えているが、その実態把握はできないということでしょう。そういった労働局と連携していくということについてはできないと。皆さんは今言っていることを、知ってはいるがここで公表できないということなのか、それとも皆さんも周知をされないということ、どちらなのですか。

○下地明和商工労働部長 情報をいただけないということです。

○崎山嗣幸委員 では、皆さんは情報をいただかなくて、この連携をして法令の周知に努めてまいるというものは、情報をもたえなくて県で独自に調査をして、そういった箇所に対する法令を守りなさいと指導するのですか。

○下地明和商工労働部長 県は指導権限はありませんので、その特定の企業に指導するというのではなくて、企業全般に対して、そういう周知や情報を提供して、労働基準法令に違反することがないようにということをやっているということです。

○**崎山嗣幸委員** では、皆さんがやっているこの法令に違反するなという方法は、具体的にどのような業務内容をしているのですか。

○**下地明和商工労働部長** 一例をわかりやすく言いますと、労働法関係の講座を開いて、企業の皆さんに出席していただいて、周知を図ったりということが一つの例です。

○**崎山嗣幸委員** 皆さんは、ブラック企業の定義もそうなのですが、苛酷な労働実態に置かれて賃金未払い、長時間労働、払わないということに対する、言われているようなブラック企業というのが県内に存するということで実態把握をしているのか、それともないということなのか。

○**下地明和商工労働部長** 県内においては、同じく平成25年の9月の重点月間の中でそういう調査をしたところ、実施事業所が27事業所ありまして、そのうち労働基準関係法令違反状況と捉えているのが21事業所という情報だけはいただいております。

○**崎山嗣幸委員** 今言われているのは、21事業所はブラック企業に該当するという意味ですか。

○**下地明和商工労働部長** 全て一完全にブラック企業というカテゴリーに入るかどうかはわかりませんが、そういう疑いはあるだろうと認識しております。

○**崎山嗣幸委員** 次に行きますが、2項目めの中で、限定社員や解雇の金銭解決など解雇をしやすくするルールづくりの件で聞きますが、これは陳情第40号の連合沖縄からも出ていますので一括して聞きたいと思います。処理方針の中で、その方法は働き手が多様な雇用形態を選択できるということで議論を注視していきたいという皆さんの処理内容なのですが、今懸念されるこの問題については、正社員を解雇しやすくなるといった懸念をされたり、あるいは解雇をして金を払えばいいということを誘発するのではないかとということで、その陳情の中で指摘しているのですが、その辺の懸念は、皆さんはそのルールを持たれていないのかどうか聞きたいと思います。

○**伊集直哉労働政策課長** 本年5月に、政府の日本経済再生本部の中にありま

す産業競争力会議におきまして、解雇の金銭解決における方向性の取りまとめが行われております。その中で議論がなされたのは、現時点では十分な方向性がまとめられないということもありまして、あっせん労働審判裁判上の和解の事例について分析、整理を進めるということで、外国の事例も含めて現在分析、整理を継続していると承知しています。

○**崎山嗣幸委員** バブルがはじけてから正社員が抑制されたり、非正規雇用がどんとふえて—30%から40%ぐらいで来て、今の日本の労使関係がそういう状況になっているのですが、そういった解決をするときに、非正規雇用の人たちが安定した職業につけるために正職員にもっていきなさいということも含めて、その解決方法にいくのではなくて、今言われているような方法で、結果的に長時間労働をする部分がふえていたり、あるいは金銭で解決するという方向にいくとなると、今までの非正規雇用の皆さんについては解決されるどころか、それがさらに悪化するという懸念がされると思います。今、政府の動きのほうも審議がとまっている状態ではありますが、県の考え方としては、県内の働く事業所が7割近くも労働法違反をしていて、先ほど言った問題点の中において、この方法で解決すると私は思えないのですが、その辺の問題点の考え方としてはいかがですか。

○**下地明和商工労働部長** 確かに全国、そういう方向に動いているということはいろいろなデータで出てきております。ただ本県において、いわゆる重点監督によって、そういう違法と思われるような事業所の数というものについて九州沖縄地区だけで比較してみたのですが、重点監督期間においてそうとられた企業が、福岡で186事業所、熊本93、長崎81、佐賀74、鹿児島57、宮崎53に対して、沖縄は21事業所ということで、あることはよくないのですが、比較をすると、今のところ少ない状況であることは間違いないということです。

○**崎山嗣幸委員** どちらにしても、先ほど聞いていて、実態把握が国任せになっていると私は思ったのですが、県内における失業率の問題、県民所得の問題、そしてパートなど賃金が8万円とか10万円しか取れないような県内の状況において、皆さんが実態把握を全くしていないという意味では解決は難しいと思うのです。ですから、結果的に非正規雇用の問題もそうなのですが、県での問題も年休がないところが県内で2割あったり、育児休業、介護休業もないという実態がある中で、県としてもっと積極的に県内の職場の関係を把握しないと、県民所得の向上とか失業率の解消に向かっていかないのではないかと思うので

すが、そこを置いて、先ほどから言っているような別のところに解決が向かっていくというのはおかしいのではないかということが私の指摘しているところでは。所管はいろいろな部署があると思いますが、皆さんの考え方として、沖縄のそういったところの課題の解決を含めて、まず県内の実態調査を一国任せではなく、県も積極的に把握をして対策をとることが大事ではないですか。企業が不利益を受けるからと言っていました、そうではなくて失業率の解消とか労働法違反を解決するための立場でやるという意味で実態を把握するというのは必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○**下地明和商工労働部長** 権限は労働基準法上、あるいは労働安全衛生法上、国の専権的な事項となって、しかも本当に違反があった場合は送検までできるという仕組みの中で、県がこれに入れるかということ、これは困難だと思います。ただし、委員がおっしゃいましたように、給与の面であるとか違う側面で、県内の雇用環境でありますとか、所得向上に向けての取り組み、そういったものに関しては何ができるか。実際に正規雇用化だとか、認証制度—キャリアアップ制度を設けたり、雇用に対するいい企業を認証することを進めていくとか、あるいは県の事業が入る機会にはできるだけ正規雇用に持っていくようにという、強制はできませんが、いろんな角度からの努力は当然やっていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 長時間労働とか、残業代を払わないとか、権利を執行していないところの実態把握をすることによって沖縄の企業の労働環境がわかると思います。その実態をわからないで対策を打てるのかということを知ったので、企業に対する不利益、公表する云々を別の視点から解決すべきではないかということを知っているのです。ただ、7割近くの企業が法令違反しているとなると、これは大変深刻な実態なので、働く側から調べれば、ここは明らかになるのではないですか。企業に不利益を迫及しようと言っているのではなくて、そういった雇用環境に置かれているという実態は不正常でしょう。マスコミからは出ているのに、皆さんはわかりませんという形だけでは済まないと思います。そういったことを含めて、働く側からの視点において検討することが必要ではないかなと思います。いかがですか。

○**武田智産業雇用統括監** 委員が言われるように雇用の実態把握は非常に大切だと思います。県では毎年沖縄県労働条件実態調査をやっており、いろいろ課題があります。そういったものを調査した上で、効果的な労働法のセミナーの

開き方とか、いろいろな施策を検討していきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 今の続きになりますが、陳情第24号と第40号を関連して、処理方針が重なっておりますのでお尋ねします。今ちょうど出た実態調査で、雇用形態による不合理な取り扱い云々とか、そういう雇用形態の問題というものは非常に大きな課題かと思いますが、本県の雇用形態と賃金の関係については調査されていますか。例えば、正規の賃金と非正規の賃金との差であるとか、あるいはもう少し詳しくあるのか、実態調査はされていますか。

○伊集直哉労働政策課長 現在、県のほうでは詳細な調査は行っておりません。

○仲村未央委員 それは実態を把握する上で、する考えはあるのですか。

○伊集直哉労働政策課長 昨年度、労働実態一先ほど統括監からも答弁いたしました。実態調査を毎年度やっているのですが、それではやはり追い切れない、補足できないような課題があるという認識がありまして、今年度そういった実態調査を規模を大きくしてやる予定でおります。

○仲村未央委員 賃金がなぜ上がらないのかということは、本会議でも、この委員会でも質疑を繰り返しておりますが、これは産業別の賃金の問題が、構造的にずっと低賃金の産業形態であるという課題と、もう一つは雇用形態と賃金との兼ね合い、これがダブルで来てずっと賃金が上がらないという課題も非常に深刻に重なっていると思います。ですので、この実態の把握というものは、皆さんの労働政策、基本的な雇用対策の中で、賃金との兼ね合いでいけば非常に大事な統計になろうかと思えます。この間、南西地域産業活性化センターで最近報告が上がりました。それを拝見していると、非常に深刻の上に深刻だと思えるのは、労働移動一就業の移動の環境が、非正規から正規への移動は少なく、非正規から非正規への移動がふえているわけです。失業した場合に、非正規で失業したら正規になるのではなくて、むしろ非正規の人が失業したら、また非正規になるという、この繰り返しのほうが増加傾向にあると。逆も同じように統計をとったら、やはり正規から非正規に移っている人のほうが多いと。だからグッジョブ運動なり労働政策の中で、非正規から正規に改善するという

政策が今あるのですか。つまり、それが結果としてどうかというよりは、非正規から正規に向けていこうという事業はあるのですか。

○武田智産業雇用統括監 雇用の安定のためには正規化の促進が重要だと思います。そのために県では、去年からやっていますが、経済団体に対する正規雇用の拡大要請とか、人材育成、雇用環境にすぐれた企業を認証する人材育成創出企業認証制度、それから若者の離職率が高いということで、その定着を支援する若年者定着支援実践プログラムの事業を今実施しています。そして、国のほうで非正規から正規に変えた場合にキャリアアップ助成金というものがあります。それについても、労働局と一緒に周知徹底に努めているところです。

○仲村未央委員 そのやっている事業の効果、成果というものは、どのようになっているのですか。皆さんの整理では成果が上がっているのですか。先ほどの南西産業活性化センターの統計によると逆なのですよ。むしろ非正規から非正規への流動のほうが増加をしている。この流れは、改善どころか悪化というか、増加の傾向にあるわけで、今とっている皆さんの事業の成果の検証とか、その辺の結果は出ているのか、何か報告できることはありますか。

○又吉稔雇用政策課長 県のほうでは、平成19年度からみんなでグッジョブ運動を展開しておりますが、これまでの雇用の量の拡大から、平成25年度からは雇用の質の向上も今後は必要だということで取り組んでいるところです。平成24年度の就業構造基本調査が平成25年度に公表されまして、沖縄県が44.5%、全国が38.2%と大分差があいているわけですが、その結果も踏まえて、現在取り組んでいる内容が、先ほど統括監から説明があったのですが、昨年、経済6団体に要請しまして—これは初めての正規雇用拡大の要請でした。取り組みとしましては、昨年度から初めて取り組んでおります。今年度も8月ごろ、さらに経済6団体プラス個別の産業団体—今、団体は検討中ですが、要請していこうと考えております。企業認証制度につきましては、これも昨年から実施しております。昨年は18事業所から申請がありまして3企業認定しております。今後、各企業が人材育成に取り組みやすいようにするために、それぞれの企業に人材育成推進者を養成しないといけないということで人材育成推進者養成講座をあわせて実施しておりますので、それを各企業の経営者とか、人事管理部長さんとかに受講していただいて、人材育成企業認証の取得に向けて取り組んでいくように促していきたいと考えております。それから、若年者定着支援実践プログラム事業につきましては、若年者の離職率が高いということの改善す

べきところは、経営者が若年者を採用したら定着するように育てていかないといけないということが大事かと思えます。それで企業の経営者、人事管理者に向けての人材育成が大事という講座を実施しております。去年は20社の社長さんとか、人事管理者等に来ていただいて、意識改革といいますか、そういうものを実施しております。

○**下地明和商工労働部長** 具体的な事例としましては、アメリカンホームのほうで、ことしの5月でしたか6月でしたか、約600名を正社員化ということで、理由を聞きますと、やはりこういう雇用環境、今まで量を追いかけてきた中において、量も雇用改善されてきて、今度は優秀な社員を逃がしたくないという心理が働きまして正社員化という動きも出てきております。これは雇用環境もありますし、県としての働きかけもあります。そういう中で徐々に改善されていくように頑張っていきたいと思っております。

○**仲村未央委員** もちろん量の拡大も大事だが、実際には、失業率の改善と賃金の向上がかみ合わないということが現実なのです。むしろ1人当たりの賃金というものは伸びない、あるいは下がっている傾向も出てきているわけですから、これは深刻だと思うのです。先ほど調査をことしから入れるとおっしゃっていましたが、どのような調査を具体的にやろうとしているのか、スケジュール的なこと、その調査のあり方を、言える範囲で手短でいいですので、言ってもらえますか。

○**伊集直哉労働政策課長** 企画提案方式で、6月30日締め切りで企画が上がってきております。今月の早い時期に業者の選定をして、事業を走らせたいと考えています。基本的には、産業別ですとか、業界別までブレークダウンするような形で分析が行えればいいのかと考えています。先ほどの非正規化の問題もそうですが、現在課題となっている部分を明らかにして、その原因は何かというところの分析ができればいいということで、そういった設計、仕様書で企画提案を求めているところです。

○**仲村未央委員** これは非常に大事な基礎資料、調査になると思います。今まで総合事務局とか、ところどころで調査はされていますが、本来産業の政策も、実際働く人たちがどういう賃金や労働形態で働いているかということをつまないと、本当は産業政策にはつながらないはずなのです。ですから、観光、IT関係が本当に賃金につながっているかというところがまだ課題としてずっとク

リアされないまま、だけれどもリーディング産業であるということになっていくと思います。ですから、その調査のあり方をきちんとやった上で、今ある課題と産業政策の方向性をぜひ整理しながら、伸ばしていただきたいと思いますので、この件は随時フォローしていきたいと思っています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 国際物流拠点の産業の集積について、今、全体としてどのような計画をしているのか、そして集積促進ゾーンを設定して頑張るという決意が出ていますが、その辺を御説明願えますか。

○下地明和商工労働部長 これまで沖縄には、ある意味、高度なものづくり産業がなかなか育っていなかったということもありまして、当然ベースとなる技術のほうもないという中で、県外からそういう企業の集積を行い、なおかつ、県内企業の技術力アップのために、そういう企業との連携で人材を育成していくということを踏まえて、サポーティング産業集積ゾーンというものを、今で言えばうるま、沖縄地区に設定をして、5社の高度技術を持った企業を集積させているところです。ですから、まだ五、六社ということもありまして、これからさらに取り組みを強化して、そういうものがきちんと産業として根づいていければ、今度は先島や各地域の可能性も含めて探求していきたいというところでは。

○座喜味一幸委員 外から高度な技術を入れるということもさることながら、地域の資源を生かして開発していくという視点も大事ではないかという思いがありまして、今後、物流特区としてどのような形でこの辺を生かしていくか。処理方針の中に、宮古あたりでエコ環境モデル都市の指定を受けていて、その環境事業—E V車とかエネルギーのいろいろな産業を起こしたいという思いがあって陳情で上がっていると思うのですが、どのような仕組みで一テーマが広くて課題が大きいだけに簡単に答えられない難しい課題だと思います。ですから、その辺のマネジメントをどうしていくかというのが大変重要かと思って質疑をしているのですが、今後、組織を含めてどのような形になりますか。

○下地明和商工労働部長 私どもとしても今、E V自動車の製造であるとか、そういった高度な技術を持った人材というものは沖縄に非常に少ない状況の中

で取り組んでいるわけですが、委員がおっしゃったように、それをトータルしてマネジメントして、どう普及させていくかというところについては、残念ながらぱっと答え切れないというのが現状でございます。

○座喜味一幸委員 これは県の体制のほかに、そういうものにたけた知識というか、コンサルティングというか、そういう外部の力も含めて取り組んでいかないとなかなか難しい大きなテーマかなと思っているので、この辺を今後どうするかお聞かせください。

○下地明和商工労働部長 今、その部分を民間としてまとめている沖縄出身の金城さんという方がいらっしゃいまして、この方のつても含めて5社が沖縄に立地して、トータルとして動き始めているという状況でございますので、その金城さんのもとにまた5社の技術者が県外から複数来ていただいて、そこで県内の若い者を育て上げていくという仕組みで、今、少しずつ広げているところです。

○座喜味一幸委員 この中に一沖縄の周辺に賦存する熱水鉱床を含めた、将来に向けた新たな産業の企業化に向けた国との連携が、今後重要な話として、この中に入ってくるのではないかという期待をしているのですが、その辺も含めて、今後どうするのか。

○古堅勝也ものづくり振興課長 このサポーティングについては、非常に基盤技術力がございますので、特に金型というのは、産業の米とも言われるぐらいにいろんな製品ができるものでございまして、ただ今までの成果としては、金秀アルミのほうで—今まで県内でできなかった押し出しの金型のダイスというものが、金型技術研究センターのほうでもできるようになったということと、射出成形で文房具のようなプラスチックの鉛筆削り器も、ここで製品開発できるということで、こういう県内外の企業連携とか、国との連携も徐々に進んでいるという状況でございます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○上原章委員長 再開いたします。

次に、農林水産部関係の陳情平成24年第123号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 陳情の説明に入る前に、台風の被害調査状況について報告をさせていただきます。県におきましては、7月7日から本日まで3回にかけて、台風第8号沖縄県災害対策本部を開催しております。農林水産部におきましては、それを受けて7日に農林水産部内の緊急対策会議を開催しまして、緊急の連絡体制なり、被害状況調査、指導等について申し合わせをしています。現在、各出先機関を通して、台風の発生と対策について注意喚起をしてきたという状況でございます。中身を報告する前に、風の状況が沖縄本島は約50メートル前後吹いているわけですが、宮古が35.8メートル、石垣が34.5メートル。雨量についても、沖縄本島が400ミリと多い状況でございます。ただ、宮古、石垣が47ミリ、63ミリということで雨が少ない状況がございます。そういう中で調査をしております。現在、詳細については調査中ですが、13時までに情報収集した内容について概略を簡単に報告したいと思います。

まず、農作物についてですが、宮古島ではサトウキビについて倒伏が見られているということです。マンゴーについては、準備態勢が十分であったこともありまして、果実の落下はそれほど見られていないという状況です。ただし、宮古島においては最盛期を迎えておりますマンゴーの出荷について、2日余り航空便の欠航がありましたので、現在約65トンが輸送できずに保冷庫で保管している状況がございます。石垣島では、マンゴーの施設内の果実の落下は確認されておりません。なお、宮古と八重山では台風時の雨が少ないことから、塩害の発生が危惧されているという状況がございます。それから、農道等の農地農業用施設ですが、宮古、八重山では今のところ被害はないという報告を受けております。また水産関係では、糸満漁港のほうで漁船が2隻転覆していると

の報告を受けております。それから本日、農業改良普及センター等においては相談窓口を設置して、農家さんの対応を始めているところでございます。先ほどの宮古のマンゴーの滞貨問題につきましては、地元と調整しながら一航空会社、輸送会社等関係機関と情報交換しながら、臨時便の調整も含めて最善の努力を尽くしているところでございます。

○上原章委員長 陳情の説明に入る前に今の被害状況の報告について、何かございますか。

○玉城ノブ子委員 被害金額などについては。

○山城毅農林水産部長 今、集計中でありまして、あとしばらくかかりますので、きょうじゅうにはある程度の額はまとめようと思って、事務方のほうで鋭意努力しているところです。

○玉城ノブ子委員 それができたら、ぜひ委員会のほうに……。

○山城毅農林水産部長 本部会議やマスコミを通して公開していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 台風に入る6日に臨時便が飛んでいるのですが、お客さんをたくさん乗せているので貨物容量が一大分処分されていない。ようやく3トンに乗せたという報告を受けているのですが、宅配便等の情報では65トンでは済まないということで、アバウトな集計だと120トンぐらいを滞貨しているという話を聞いています。その辺は農家や、マンゴーの連絡協議会からだけではなくて、宅配等で把握している数字等に対しても正確な把握に努めて一マンゴーというのは二、三日が勝負ですので、速やかな対応をしていただくと。3日間の滞貨というのは、きょう、あすも落ちるわけで、ピークに入りますので、台風の直接の被害ではないにしても、ぜひお金にしてあげるように、農家の所得が減らないように万全を期してもらいたいと要望します。

○山城毅農林水産部長 情報収集をもっと広げて、全農家の情報が収集できるように、現場のほうと連携して頑張っていきたいと思っております。

それでは、ただいまから、陳情案件について処理概要を御説明いたします。お手元の陳情処理概要の目次をお開きください。

委員会に付託されております陳情案件は、継続17件、新規2件でございます。それでは、以上の陳情19件について御説明いたします。

お手元の陳情処理概要の1ページの継続案件、陳情平成24年第123号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続案件の陳情平成24年第162号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

4ページをお開きください。

12行目の「その暫定版」を「当該ハンドブック」と時点修正しております。

5ページをお開きください。

継続案件の陳情平成24年第198号から9ページの陳情平成25年第13号の3件につきましては、修正はありません。

10ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第30号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

11ページをお開きください。

22行目の「その暫定版」を「当該ハンドブック」と時点修正しております。

13ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第33号については、陳情平成25年第30号の時点修正と同様であります。

15ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第44号と18ページの陳情平成25年第47号につきましては、修正はありません。

19ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第50号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

21ページをお開きください。

13行目の「平成24年度末でそれぞれ64.9%、53.5%」を「平成25年度実績見込みでそれぞれ66.7%、53.8%」と時点修正しております。

22ページをお開きください。

25行目の「本年10月24日と11月29日には」を「平成25年10月24日と11月29日に、また、平成26年4月に行われた日米首脳会談及び甘利T P P担当大臣とフロマン米通商代表の事前協議に先駆け4月16日に、」と時点修正しております。

24ページをお開きください。

継続案件の陳情平成25年第51号は、アンダーラインを引いている部分が時点

修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

28ページをお開きください。

23行目に「これを受け、今期のクロマグロ漁期から、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船が操業を再開しております。」と追加し、時点修正しております。

29ページをお開きください。

14行目に「なお、外国漁船操業等調査・監視については、平成26年4月から各漁業協同組合において事業を実施しております。」と追加し、時点修正しております。

30ページをお開き下さい。

継続案件の陳情平成25年第68号につきましては、修正はありません。

32ページをお開き下さい。

継続案件の陳情平成25年第104号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

34ページをお開きください。

2行目に「平成26年4月には、「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」が設置されるとともに、沖縄周辺海域の監視にあたる水産庁取締船が1隻増派され、6隻体制となっております。さらに、クロマグロ漁期の最盛期には、他の海域からも取締船を増派し、対応したと聞いております。」と時点修正しております。

35ページをお開きください。

1行目に「なお、外国漁船操業等調査・監視については、平成26年4月から各漁業協同組合において事業を実施しております。」を追加し、11行目の「今年度、冷蔵施設を含めた集出荷場を整備しているところであり、これらの施設を活用するなど適切に対応してまいりたいと考えております。」を「冷蔵施設を含めた集出荷場が整備されたところであり、これらの施設の活用を図り、関係機関等と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。」と時点修正しております。

36ページをお開きください。

2行目の「各圏域の状況も踏まえ、見直しを検討しているところであり、見直しにあたっては、本事業の効果検証を強く求められているところであり、引き続き、平成24年度の事業効果等の結果を踏まえ、関係部署等と協議しているところであり、」を「戦略品目と位置付けられている肉用牛や豚といった畜産物をはじめ、観葉鉢物、温州みかんなどの8品目を追加し、補助対象品目を55品目へ拡大したところであり、また、更なる対象品目の拡大につい

では、生産状況、県外出荷実績等、戦略品目への位置付けを総合的に勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。」と時点修正しております。

37ページをお開きください。

継続案件、陳情平成25年第107号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

38ページをお開きください。

13行目の「本年10月24日と11月29日には、」を「平成25年10月24日と11月29日に、また、平成26年4月に行われた日米首脳会談及び甘利T P P担当大臣とフロマン米通商代表の事前協議に先駆け4月16日に」、17行目の「日豪E P A交渉については、平成24年6月の第16回会合以降、開催されておりましたが、今後の交渉において関税が撤廃された場合、本県の重要品目であるさとうきびや肉用牛等に極めて大きな影響があるものと懸念されております。県としましては、T P P交渉の中で行われている日豪2国間協議などの動向や国の対応を踏まえつつ、砂糖などの重要品目が関税撤廃の対象から除外されるよう、J A等関係機関と連携し、国に対して、強く要請してまいります。」を「日豪E P A交渉については、平成19年1月に交渉を開始し、全16回に及ぶ交渉会合が行われ、平成26年4月7日の日豪首脳会談において大筋合意に達しました。合意された内容については、①一般粗糖と精製糖は「将来の見直し」、②高糖度粗糖は「精製糖製造用について一般粗糖と同様に無税とし、調整金水準は糖度に応じた水準に設定」となっております。県としましては、今後の動向や国の対応を踏まえながら、時機を逸しないよう、必要な対策について、適切に対応してまいります。」と時点修正しております。

40ページをお開きください。

26行目の「平成25年度のかんがい施設整備やほ場整備等の農業基盤関連予算は、国営事業で約47億4000万円、県営事業等で約154億5000万円の合計約210億9000万円となっております。」を「平成26年度のかんがい施設整備やほ場整備等の農業基盤関連予算は、国営事業で約54億円、県営事業等で約158億円の合計約212億円となっております。」と時点修正しております。

41ページをお開きください。

3行目の「平成26年度」を「平成27年度」と時点修正しております。

42ページをお開きください。

継続案件、陳情平成25年第113号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。

43ページをお開きください。

16行目の「年度内には工事を完了する予定であります。」を「平成26年3月

に完了しております。」と時点修正しております。

45ページをお開きください。

継続案件、陳情平成25年第117号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正を行った箇所でございます。その部分について御説明いたします。20行目に、「平成26年4月には、「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」が設置されるとともに、沖縄周辺海域の監視にあたる水産庁取締船が1隻増派され、6隻体制となっております。さらに、クロマグロ漁期の最盛期には、他の海域からも取締船を増派し、対応したと聞いております。」と追加し、時点修正しております。

46ページをお開きください。

陳情平成25年第136号につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情について御説明させていただきます。

49ページをお開きください。

陳情番号第42号の2、陳情区分新規、件名平成26年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情、陳情者沖縄県離島振興協議会会長外間守吉、外1人。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

1、平成25年5月に発効した日台漁業取り決めについては、①取り決め適用水域の範囲の見直し、②操業ルールの確立、③トラブル発生時の連絡・事故処理体制等が課題となっておりました。県としましては、漁業関係団体と連携し、課題解決に向けて、国へ要請するとともに、国と一体となって台湾側との協議を重ねてきたところであります。この結果、平成26年1月に開催された日台漁業委員会において、①取り決め適用水域の一部に、日本側の操業ルールを優先する水域の確保、②トラブル発生時の連絡・事故処理体制の確立などが合意され、改善が図られたところであります。これを受け、今期のクロマグロ漁期から、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船が操業を再開しております。県としましては、取り決め適用水域の範囲の見直し、資源管理に関する操業ルールの策定等課題も残されていることから、漁業関係団体と連携し、引き続き国に対し、見直しを求めてまいります。

2、沖縄県における鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する沖縄県野生鳥獣被害対策協議会や市町村等協議会を設置し、鳥獣被害防止対策を総合的に推進しているところであります。具体的には、①市町村被害防止計画作成に必要な情報の提供や助言、②防鳥ネット、捕獲器、侵入防止柵の整備、銃器による捕獲などの支援を行っております。今後とも市町村、JAなどの関係団体と連携し、鳥獣被害防止対策に取り組んでまいります。

4、特定地域経営支援対策事業は、平成23年度から平成26年度までの事業となっております。当該事業は、拠点産地の形成、地域ブランドの確立を図る上で効果的であることから、現在、次年度以降の継続に向けて国と調整中であります。事業の継続実施が可能となった場合、市町村と連携し、採択要件等を踏まえた上で、処理加工施設等の導入について検討していきたいと考えております。

5、農業農村整備事業において整備した施設の維持管理については、既存の補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業等が活用されているところがあります。平成19年度からは、農地・水保全管理活動支援事業も農業用施設の維持管理等に活用されてきたところがあります。今年度からは、多面的機能支払制度へ移行拡充されており、それに合わせて予算についても大幅に増額されていることから一層の活用が期待されております。

6、中層浮魚礁を設置する場合は、想定される事業主体が沖縄海区漁業調整委員会等関係機関と事前調整を行う必要があります。県としましては、その結果を踏まえ、関係市町村及び漁協と調整の上、適切に対応したいと考えております。

続きまして、52ページをお開きください。

陳情番号第43号、陳情区分新規、件名赤仁ミーバイ(スジアラ)養殖試験実施に係る赤仁ミーバイ稚魚提供に関する陳情、陳情者読谷村漁業協同組合代表理事組合長比嘉松市。要旨につきましては、省略いたします。

それでは、処理方針について御説明いたします。

スジアラについては、石垣島にある国の研究機関の西海区水産研究所亜熱帯研究センターにおいて、昭和60年から種苗生産及び養殖技術の研究を行っております。県は、平成26年6月、読谷村及び読谷村漁協とともに同センターを訪れ、種苗の提供及び養殖に関する情報交換等を行ってまいりました。同センターからは、スジアラは憶病で体表が柔らかく、飼育管理が非常に難しい魚であるため、養殖技術の確立にはあと数年は要するとの助言を受けました。県としましては、水産振興につながる養殖技術等の確立に向けて、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上が、農林水産部の陳情処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡

潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 50ページの有害鳥獣による新規陳情です。皆さんは、前から対策をやっているようですが、特に被害がある鳥を何点か申し上げてください。

○山城毅農林水産部長 カラス、イノシシ、シロガシラ、コウモリ、キジ、クジャク、ヒヨドリ等がございます。

○新垣哲司委員 タイワンシロガシラは10年前から非常に繁殖して、特にレタスが出るころに新芽を食べ、ふんまでして、農家は防害柵を入ったら出られないように努力してつくって、多いときには1日に70匹とったということを聞きます。そういう状況ですが、これは平成25年からの対策ですか。ネット、捕獲器等を含めて、防害対策について実際はどのくらい前からやっているのですか。

○山城毅農林水産部長 時期的には年度は覚えていないのですが、10年以上前から対策をとってしまして、シロガシラについては当時、南部から発生して中部に行く状況がありましたので、一番最初にやったのは、病害虫防除技術センターのほうでシロガシラの生態、動き等をまず確認しまして、集団行動をするという性質があるということと、見張りのようなものがいて、人が近づいてくると一斉に逃げるような状況になるとか、あるいは圃場の片隅のサトウキビのほうに寄る性質、いろいろな研究をしてきました。そのときにいろいろなことを試してみたのですが、なかなか効果が出ないという中で、南部のほうで捕獲膜をつくって餌を入れるというやり方など、それだけでは間に合わないので最近ではネットをかぶせて圃場に入れないという対策をしている状況です。その結果、例えば、平成20年で4300万円程度の被害だったのですが、平成25年は300万円程度の被害に落ちてきていますので、完璧ではないのですが、ある程度抑えてきているところはあるのかなと。これが最近北部まで北上してきているので、そこは今、我々も気にして、北部のほうでも南部と同様の対策を進めるように見張っているところです。

○新垣哲司委員 シロガシラが最近減っているという原因はわかりますか。

○新里良章営農支援課長 捕獲器を平成22年に169器設置しております。それから交付金事業を使いまして、ネットとパイプ施設というものをつくって、南部のほうでは特にキャベツ、レタスを保護して、被害額とか頭数はかなり減っております。

○新垣哲司委員 これはネットとか柵で減ったのですか。本当はもっとあるでしょう。最近になってわかった一番の大きな原因はカラスでしょう。

○新里良章営農支援課長 済みません、存じていません。

○新垣哲司委員 シロガシラは、カラスが怖くて南部から中北部に北上していると農家の皆さんが言っているのです。その辺の状況は把握していないのですか。

○新里良章営農支援課長 聞いておりません。

○新垣哲司委員 シロガシラは一番の害鳥ですから、そうであれば北部から中南部にカラスを追い上げてきて、そういった方法はどうかと。10年前まで少なかったカラスが最近多くなって、あわせてコウモリもそうですが、カラスの被害はどういうものがありますか。

○新里良章営農支援課長 カラス被害は、特に北部のほうでかんきつ類、パイナップルの被害額がかなり多くなっています。

○新垣哲司委員 では、コウモリはどうですか。

○新里良章営農支援課長 コウモリも果樹類を食しているようです。

○新垣哲司委員 このコウモリも夜中から出てきて、また赤いものがあるようで。このコウモリというのは害鳥ですか、それとも保護するもの、どういう種類のものですか。

○新里良章営農支援課長 調査の結果があるのですが、今、手元にありません。済みません。

○新垣哲司委員　こんな被害状況もわからないのですか。そうすると額もどのくらいの被害があるかわからないのですか。

○新里良章営農支援課長　コウモリのほうは、平成25年で658万円の被害額が算定されております。

○新垣哲司委員　カラスはどうか。

○新里良章営農支援課長　カラスのほうは、平成25年で3300万円です。

○新垣哲司委員　この対策は銃器もやっているというのですが、どこでやっているのですか。

○新里良章営農支援課長　特に北部で猟友会のほうにお願いして、市町村協議会で実施体というものを組みまして、駆除しております。

○新垣哲司委員　主に銃器を使っている害鳥は何ですか。

○新里良章営農支援課長　カラスとイノシシです。

○新垣哲司委員　イノシシはわかるのですが、カラスもやっているのですか。カラスも使うような状況ですか。

○新里良章営農支援課長　撃ち落とすというよりは、どちらかというと威嚇によって飛んでこなくなるようにするという効果が大きいと聞いております。

○新垣哲司委員　害鳥については、中部、北部、南部、温度差はあるのですが、シロガシラの場合は、カラスが来たから少なくなっているというのは農家の方々からの情報ですので、カラスが来た場合には、カラスがどういう被害があるか、コウモリはあるかということになるのですが、実際に防鳥ネットとか柵よりもカラスだと言われておりますので、その辺の聞き取り調査も十分やっていただきたいと思います。これが毎年同じような繰り返しにならないように、実際のキャベツやレタスの被害は大きいのです。わざわざ新芽が出るときに食い荒らすわけですから、対策を十分やっていただきたいと思います。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 陳情第136号サトウキビの関係ですけれども、経過・処理方針の中に、サトウキビは基幹産業であり台風や干ばつ等の自然条件下にあって、他作物の代替が困難な地域で生産されていることと、いつも出てくるのですけれども、他作物への代替が困難な地域というのほどこのことを指しているのですか。

○山城毅農林水産部長 基本的に、島全体でサトウキビから他作物へかえるということで、南北大東島についてはサトウキビがメインになっています。ただ、最近サトウキビだけではということで、そのかわりに1割以内についてはカボチャやバレイショを栽培しているというところがございます。基本的には南北大東島、波照間島、あるいは多良間島とか、小さい離島あたりは離島の離島になっていますので、それ以外の園芸作物をつくったにしても、なかなか輸送コストの問題とか、いろいろ不利性な条件があり、定着しないということがありまして、そこはやはりサトウキビを実施していかなければならないということで表現しているところです。

○瑞慶覧功委員 ただ、はっきり言って、台風とか干ばつというものは共通することですよね。ですから、いろいろな作物とか、もっとやり方を一その気になれば、よりよいものにかえていかなければいけないという考え方もあると思うのです。ですから、この言葉にいつもひっかかってしまうのですが、その辺を今後見直して、離島もきちんと他の作物でやっているところもあると思うので、どうかなと思います。

そして、新規陳情のアカジンミーバイですけれども、昭和60年から八重山の水産研究センターのほうで研究していると。もう30年近くたっているのですが、なぜそんなに遅いのでしょうか。

○新里勝也水産課長 この研究センターは、水産庁の外郭団体の研究所でございまして。そもそも昭和60年から始めましたアカジンミーバイというのは神経質な魚ですので、最初放流用の種類として研究が始まりまして、まず親の養成から始まるのですが、非常に時間がかかっておりまして、最近になってようやく稚魚をつくって少し大きくして生産できるようになってきております。ただし、

放流もやり始めたのですが、すぐ食べられてしまうとか、なかなか放流も難しいということがわかってきまして、ごく最近になって養殖用としてどうかということを再度、同じ研究センターで、目的を少し変えながら研究をしてきたという経過がありまして、それで時間がかかっていたと聞いております。

○瑞慶覧功委員 これまで実際養殖しているところはないわけですか。

○新里勝也水産課長 県内では、まだ養殖業としてやっているところはございません。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 陳情第44号、15ページなのですが、これは他のものも関連があるのですが、漁業権益と警戒監視体制の関連でお聞きします。米艦船によるマグロはえ縄漁船切断の関連を聞きたいと思いますが、このマグロはえ縄の切断の海域、ここで言われる海域は排他的経済水域の範疇だったのではないかと思います。これは海洋法などの条約の中で、この経済水域においては自国の権利を行使できるということで、沿岸国の権利も定めていると聞いています。これは、日本がこの海洋法なりを適用させて、米艦船に対する権利を主張することはできないのですか。

○新里勝也水産課長 今回、マグロはえ縄が切断された水域は公海上であるとともに、日本の排他的経済水域になっております。残念ながら領海の外になっておりますので、日本国内の法律は適用されないという状況にございます。したがって、経済活動を行う行為は日本の権利として国連海洋法上も認められますけれども、一般的に航行するだけでは特に日本の国内法で縛られることはないので、今回、米軍の艦船と言われておりますけれども、艦船は調査と言いながら航行しているという状況であったということで、国内法は適用できないと国のほうから聞いているところです。

○崎山嗣幸委員 その場合に、今言われている条約とか国際法上は制定されている法令を守るというのがあって言われているのですが、今の部分については航行の範囲であって、被害については沿岸国が制定する法令に準することには当たらないという見解なのですか。

○新里勝也水産課長 国のほうにも要請しましたが、国のほうからは、国内法は適用できないという回答をいただいております。

○崎山嗣幸委員 日本の排他的経済水域で起こっていることに対して、日本の政府が何もできないというのは、国際法上とても問題だと実感しています。それと、今は排他的経済水域の話でしたけれども、沖縄の漁船ではないのですが、領海の中で米軍の艦艇、あるいは海上自衛隊が、宮崎の漁船9隻を切断したという事件が起こっています。これは久米島の周辺という情報があったのですが、これは多分領海内だと思います。この米軍の艦船による領海内での切断の事例は宮崎の船舶の件だと思いますが、この処理はどのようにしているのですか。

○新里勝也水産課長 昨年5月にもはえ縄切断の案件がありました。少し外れた近くの水域で起こっておりますが、当該水域も公海上であったと聞いております。そのときに宮崎県のマグロ漁船が被害に遭っておりますが、同じ水域に、今回の米軍の艦船と海上自衛隊の艦船が同じような調査行動をしていたと聞いており、去年の案件については海上自衛隊が事実関係を認めたということで、海上自衛隊に宮崎県あるいは鹿児島県の業者が補償を請求するということが手続をしていると聞いております。

○崎山嗣幸委員 米艦船については……。今のところをもう一回お願いします。

○新里勝也水産課長 去年の案件につきまして、米軍の艦船は一切コメントしておらず、海上自衛隊が認めたと聞いております。

○崎山嗣幸委員 その水域も領海内ではなくて、公海上であったということですね。この宮崎のマグロはえ縄船は、米軍に対する補償の請求はしたのでしょうか。

○新里勝也水産課長 海上自衛隊が認めたので、海上自衛隊に補償請求して、海上自衛隊が支払うということで手続を進めているということ聞いています。米軍とやりとりしているという話は承知しておりません。

○崎山嗣幸委員 海上自衛隊も、米軍の艦艇も、両方が切断しているのですよね。そういうことではないのですか。

○新里勝也水産課長 事実関係が明らかになっていますのは、海上自衛隊の船が切断したということのみです。米軍の船がどうしたかということは明らかになっておりません。

○崎山嗣幸委員 この事例は、米艦船が切断をして、今回問題になっている公海上の問題で請求している事例ではないということで理解してよろしいのですか。

○新里勝也水産課長 そのとおりでございます。

○崎山嗣幸委員 情報によると、今回、公海上の安全航行、それから漁業者の権益も含めて、漁業組合のほうで米軍に損害請求するという報道を聞いていますが、県はどのような形で訴訟を支援するということを考えているのですか。

○新里勝也水産課長 これまで漁業者からの訴えをいただきまして、政府へ要請等を行ってきたところですが、外務省等からは、まずは米海軍法務部というところに請求をしてもらうことが手続上必要だということを言われまして、業界と一緒に県内の沖縄防衛局、外務省沖縄事務所からもアドバイスをもらいながら請求手続を進めてきたところですが、先日7月3日に、漁連のほうから米海軍法務部—これは横須賀にあるそうですが、その窓口に対して申し立てを行ったということを聞いております。今後、米軍のほうから直接、被害があった漁業者宛てに請求書の様式が届くという手続を進めているところで、県としてはその手続を支援しているところでございます。

○上原章委員長 休憩します。

(休憩中に、上原委員長から、米軍基地関係特別委員会の要領で、米軍による事故問題に関することは米軍基地関係特別委員会で審議するという区割りがされているとの注意があった。)

○上原章委員長 再開いたします。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 前に皆さんの資料をもらって、5月16日から28日間に18回そ

ういう被害が起こっているということを聞いており、これは明らかに米艦船が原因だということで、いろいろな証拠事例を挙げているのですが、補償も重要ではありますが、こういった好漁場で航行されることに関して漁民の安全操業が脅かされると思います。補償以前の問題として、こういった状況の原因究明と再発防止が一番重要だと思いますが、これはいかがですか。

○山城毅農林水産部長 今回の要請で、クロマグロはえ縄漁具被害の原因について徹底究明するとともに、再発防止に向け漁業者の意向を尊重し、十分な対策を図るよう米国政府へ強く求めてもらいたいということを一歩最初のほうに書いていますので、我々もそういう認識のもとに要請をしているところです。

○崎山嗣幸委員 次へ行きます。陳情第51号、日台漁業の陳情について伺いたいと思います。日台漁業協定から1年たっているということで、ルールの協定も含めて、今問題になっているところはどこですか。それから、皆さんが従来言っていた、その区域内に対して沖縄の漁民が操業に行けないということが解消されたかどうかも含めて、答弁をお願いします。

○新里勝也水産課長 陳情処理方針の50ページにも少しまとめましたが、とりあえず操業ルールというものが暫定的にあり、合意して操業が再開できるというところに来ていますが、この数カ月を見てみますと、県内漁船が操業に入れるかというところで、最近になってようやく八重山のマグロはえ縄漁船が再開しているところです。ただし、水域も狭いという評価を漁業者は持っています、これについては今回のクロマグロの時期の操業を評価して、台湾側と意見交換して、改善していくように求めていこうということを検討しているところです。

○崎山嗣幸委員 今回ルールをつくったことによって、その海域の操業実態調査というか、漁船がどれだけこの適用水域内に入ったのか、あるいは漁獲高がどれだけであったかについては把握をしているのですか。

○新里勝也水産課長 クロマグロの漁期の集計、評価は今やっているところで、全体としての報告はまだできる段階ではないのですが、6月になって八重山の船が、八重山の北側の狭い三角水域に3隻まとめて、通報した上で出漁したと聞いております。台湾漁船もそこにいたようですが、一応トラブルなく一水揚げはそんなに多くなかったようですが、操業してきたと聞いております。

○**崎山嗣幸委員** 実際、沖縄の漁連が要求をしている八重山北方の三角水域とか、久米島の西側の特別水域の撤廃について行き着いているわけではないし、操業ルールを確立するまでやっと来ているので、せめてこの操業ルールを合意したことによって、沖縄の漁民がどれだけ操業できるかについては重要だと思います。各漁協に聞けば、どれぐらいの漁船が入って、どれぐらい漁獲高が上がったかについてわかることになっているので、速やかに調査をして、次年度はどうなるのだということを含めて—我々が言っているように1年たって見直しをできればいいが、まだそこまで行き着いていないところをやっとこさその海域に入れるようになったところに来ているので、そこでどれぐらいの沖縄の漁船が入ったのか、どれぐらいの水揚げが上がったかもわからない状態では手の打ちようがないと思いますけれども、今のところまだつかんでいないということだったので、速やかに実態把握をしたほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○**山城毅農林水産部長** 漁船の1回の水揚げはわかるのですが、水域内、水域外を回っているものですから、水揚げの中でなかなか分離できないという現実がありますので、そこは漁協のほうと意見交換しながら、いかにして分離できるかというシステムも含めて、できるような仕組みを協議しながら、早急につくり上げていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 私は当初から問題点を指摘しているのですが、日台漁業協定によって南の水域を守ったとか、ルールが確立されたとか、ずっと言っているのですが、違うのではないですか。台湾側の代表者が、適用水域外の北緯27度以北、八重山諸島の南方漁業圏についても政府と交渉していきたいと言っているわけです。これは水産庁も、政府も、この水域によって南方は一切譲らないと言ったということであったが、向こうはこの水域だけではなくて、今度は北緯27度以北、南方を狙ってきているわけです。そこは前から懸念されていることなので、皆さんの見解はどうかということ。それから、それ以上に八重山北方の三角水域にバッファゾーンを設けて、そこも彼らが入れるようにと主張しているようで、この交渉の中で、台湾側の主張は限りなく、さらに強く迫ってきていると思いますが、その辺の見解はどうですか。

○**山城毅農林水産部長** 確かに交渉の中で、向こうからそういう話が出たということは聞いています。それに対して我々は水産庁も含めて、日本側のほうは

ここはだめだと、ここは従来のものであって協議の対象ではないとはっきりと申し上げていますし、そこには入り込ませないということは、水産庁も同じ考え方のもとで一緒になって取り組んでいると認識しておりますので、それを曲げないようにやっていきたいと思っております。それから、バッファゾーンについても要求はあるのですが、そこは違うということで押し返しているという状況がありますので、そこはしっかり守っていきたいと考えております。

○**崎山嗣幸委員** 南方の水域の件は、前に水産庁が、ここも検討水域にするという文書を1回出したときがあるのです。ですから危険性があるのかなと思っ
ているので、交渉によってそこまで譲るとなると、とてもではないけれども大変な目に遭うと思うので、今、部長が言ったことも含めて、断固そういった水域まで拡大させないということは守ってもらいたいと思っております。それから、今部長がおっしゃったこともそうですけれども、やはり実際は、見直し撤廃が基本的なことなのですが、水産庁も、政府も、見直しとか撤廃するということ
を言っていないわけです。それで今、こちらができる範囲についてはルールづくりをして、いかに沖縄の漁船が操業できるかと皆さんは努力しているので、実際は、この水域を見直すなり撤廃せよという要求なので、ここはとても難しい問題と思いますが、この展望はあるのですか。

○**山城毅農林水産部長** 水域での操業のルールづくりを鋭意やっているところ
ですので、そこをやりながら、常に我々が求めているその水域の撤廃について
は、ずっと維持しながら継続して、最終的にはそういう立場に持っていきけるよ
う頑張っていきたいと思っております。

○**崎山嗣幸委員** この日台漁業協定の見直し撤廃は、これからの沖縄の水域を
守る上で、漁民の漁業権益も含めて重要な事項ですので、ぜひしっかり県の姿
勢で頑張ってもらいたいと要望します。

○**上原章委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 35ページの継続陳情ですが、これは宮古、八重山からの陳
情になっております。処理案件の言い方ですけれども、非常に要領を得ない、
ピントのずれた回答だと指摘をしたい。要望は、台風時における出荷体制の構
築、滞貨の解消、そのための空港の運用時間の延長や着陸料の減免、この離島

の抱える青果物の課題を解決してくれというのに、農協が冷蔵庫をつくったからその活用を図りたいという処理方針。これは一体何なのだと。よく意味がわかりませんが、冷蔵庫を整備したら今の課題が解決できるのですか。答弁願います。

○山城毅農林水産部長 これだけで解決できるというものではないと思います。これは冷蔵庫を設置することによって、収穫されたものを常温に置かないで、低温である程度は一定期間保存して、それを順次輸送していく段階に持っていくという意味です。

○座喜味一幸委員 この案件は、要するに予測される青果物の出荷量に対して、改善をしなければならない。皆さんは協議会の要請等を受けて、この航空貨物の担当部局として、県は何を取り組んだのか教えてください。

○山城毅農林水産部長 宮古のほうに出荷連絡協議会を設置しています。そこには県、市、それから生産者団体、流通関係、輸送関係をみんな網羅して入っております。その中で今期の見込みを持ちながら、予測のもとに今期の出荷体制をこうしていこうということで話し合いをしながら、その対策を立てていくという意味で、今その中で支援をしながらやっているところでございまして、通常のものについてはそういう取り組みで調整しながらやってきています。ただ、台風のような緊急事態の中での対応の仕方をもう少し整理していく必要があるかと考えているところです。

○座喜味一幸委員 マンゴー、パインの収穫等の間には、必ず台風があると思わないといけない。毎年のようにそういう問題がある。それに対して抜本的な対策をとるのですかということにおいて、海運の話はわかりますが、航空業界に対してどういう交渉をして、予測されるものに対してどういう対応をしよう。今回の台風でも全く同じことでありまして、こういう一本庁として現場の声を、運輸行政の中で連携をとって、どう対応しているかという動きが私には見えない。そういう問題はここ二、三年あって、今後も続くのです。冷蔵庫をつくったからオーケーと。では聞きますが、この冷蔵庫は農協系の貨物は保冷できるけれども、約7割の農協外の農家のマンゴーはどう保存されていますか。

○山城毅農林水産部長 各生産組合のほうも事業を受けながら、全てではないのですが、大手の農家さんは個人の集荷場を持って、そのクーラーで温度管

理しながら選果選抜していますので、その中で保存していると理解しております。

○座喜味一幸委員 交通政策課、それから農林水産部の流通政策課に集まってもらって、全日空貨物部長を呼んで話し合いをしました。J T Aともやりました。具体的には、県の行政の中で、交通行政の部分と農産の流通の部分が、この問題にどう本気で取り組もうとしているかが見えない。その動きが鈍い。同じ問題をしょっちゅうやって、この程度の回答になっていることに対して、前に進んでいないといういら立ちを私は覚えています。今回の台風の65トンということに関して、私が宅配便から調べたら100トン近い。そういう部分で、なぜ同じ問題が解決できないのだと。知事は、予算の件でけりをつけられるんだったらしようという話で、前向きに捉えている。もう少し、この問題に関しては抜本的に取り組まないと、全地域の物流を改善しないと、大きな問題だと思っていますので、ぜひもう少し突っ込んで現場の目線、生産農家を育てるという目線でしっかり取り組んでいただきたいと希望しますが、決意をお願いします。

○山城毅農林水産部長 委員のほうから非常に厳しいお言葉を受けて、反省しているところがございます。我々もいかにしてそういう取り組み、緊急対策の中で事業をうまく活用しながら、事前にどういう仕組みが出ているかということは今真剣に考えているところでありますので、これから次年度に向けて、しっかりした支援対策ができるような仕組みを、必要であれば商工労働部のほうとも連携しながら、つくっていきたいと考えています。

○座喜味一幸委員 もう一つ、日台の操業ルールができてから、前回の委員会でも確認したのですが、そういうルールができて操業ができました。沖縄において操業ルールに基づく操業をして、沖縄の漁獲量がどういう数字になっているのか、それからその操業以来、台湾の漁獲量はどうなったか、数字でその辺を説明願えませんか。

○新里勝也水産課長 操業ルールに合意したのがことしの1月で、4月のクロマグロ漁期に合わせてスタートしています。この間、少しずつ県内の漁業者も一特にソデイカとかマグロ集魚等、漁船は入り始めていると聞いていますが、まだ数字的なものは残念ながら押さえられておりません。今後、漁協から情報収集して取りまとめたいこうと考えています。

○座喜味一幸委員 それでは、台湾の漁獲量はどうか。

○新里勝也水産課長 台湾についても今期の数字はまだ承知しておりません。台湾漁船も操業しているという情報は聞いてはいますが、現時点では把握しておりません。

○座喜味一幸委員 新聞報道で、操業以来の台湾の漁獲量の伸びが発表されていきました。細かい数字は載っていなかったけれども、3.5倍に伸びたという発表になっていました。操業ルール—約束事を決めて操業を開始したら、私が聞いたところでは、我々の漁獲量は多分ほぼ横ばいなのです。台湾の漁獲量が3.5倍に伸びたということ—この漁業資源の管理等、操業ルールというものが守られた中で、台湾が3.5倍に伸びたということに関して、一体この漁業資源というものは守られているのか、我々ウミンチュはどういう状況にあるのか、ウミンチュから、非常にこのルールが不公平ではないのかという意見を聞いているのですが、数字を押さえて初めて、今後の課題も言えると思います。速やかに実態調査、数字で押さえて、台湾の漁獲量も含めて何らかの情報を整理しないといけないと思いますが、部長どうなのですか。

○山城毅農林水産部長 把握しないといけないと我々も思っています。今期が終わって、8月ごろになるかと思いますが、次の日台漁業委員会に向けて、その辺を調査しながら、その中でも台湾側のほうから報告があるかと思うので、その辺も踏まえて、お互いの生産量や漁獲高をしっかりと把握しながら、今後もう一つ資源管理の面でのルールづくりにこれから入ってきますので、それも含めて議論していきたいと思っています。

○座喜味一幸委員 もう一点は、こういう状況にあって、ウミンチュが、燃料費が高くてもう海に出られないという切実な実感というものを訴えているはずですが。聞いていますよね。それに関して、網の補償とかという以前に、漁業者が燃費が高くて採算が合わないから行けないという現実的な状況が裏にセットであるのです。それに関して、今言っている100億円の基金も含めて、抜本的に今ウミンチュを支えないと、経営を支援しないと、この5年、10年の沖縄の漁業というものは相当衰退する。今の現役のウミンチュが元気なころに後継者までつくと、沖縄に漁業が成り立たなくなる。領土領海の面まで含めると、本当に危機的な状況だと思っています。この100億円の基金に関して、緊

急で燃費支援をするくらいの大膽なことをやらないと大変だと思っています。場合によっては、本気で政府と交渉していくべきだと思うのですが、その辺の実態についてお願いします。共済のレベルではありません。

○新里勝也水産課長 燃油高騰対策については、昨年度も9月補正で、積立金に対する上乘せを対応させていただいたところです。今年度予算についても、その積立金自身も積み立てられない漁業者がいらっしゃるということで、借入れしたことに対しての支援をする予算措置をしているところです。もう一つ、委員御指摘の基金の活用について、当該基金のメニューの中で、外国船調査監視事業というのがあります。その中で、実際に操業しながら外国漁船の調査もやるという名目で、その調査に要した燃料費、日当、用船料、そういうものを、この基金の中から拠出できるようになっています。現在、22漁協に対して、この基金のほうから調査船事業の交付決定が行われて、事業がスタートしているところです。その中で、実質調査事業を行った期間の燃料費は補填されると聞いております。

○座喜味一幸委員 今言っている漁業資源調査費というのは、特定の漁民にしか行っていないと思うのだけれども、どうなのですか。

○新里勝也水産課長 当然、日台漁業取り決め一外国漁船、中国漁船も含めてその影響が大きい地域は全て対象となると聞いています。

○座喜味一幸委員 この問題は一今後の沖縄の漁業というものはどうあるべきかを本気で議論しないと大変な時期に来ているということを現場の漁民と話をしていて、切迫感、切実感を感じています。とにかく燃費を一海に出られる状況というものの整備を速やかにとっていただけますように希望して終わります。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほど、委員長がはえ縄の件は米軍の絡みなので聞けないとおっしゃったのですが、米軍の絡みというよりは、海上事故としての視点から、安全操業の絡みで聞きたいので、その米軍の前という前提でいいですか。これがもし、対公海上であれ、漁船同士の事故であるとか、つまり民民の事故、対

米軍でない場合、それが公海上であった場合の事故処理というものはどうなるのですか。

○新里勝也水産課長 おっしゃるように、民民の関係で解決せざるを得ないということになります。

○仲村未央委員 その場合に、海上警察なり、海上保安庁なり、その事故処理というものは、一切ないのですか。

○新里勝也水産課長 事例で言いますと、昨年、台湾漁船と日本漁船が衝突した事故がありましたが、海上保安庁は当然、その事故処理に行って、事実関係の確認は当然やっていると聞いています。

○仲村未央委員 つまり、民民の場合の事故処理のあり方で、公海上であれば、日本側の司法は入らないのですか。そこは保険屋さんだけで済むような話なのですか。準民民で解決しなさいという事故処理は当然あると思っているのですが。

○新里勝也水産課長 漁船同士の事故については、この日台の関係でも日本側の外郭団体……。

○仲村未央委員 国際的な問題ではなく、民民の場合です。つまり、日本の漁船と日本の漁船、あるいは漁船でなくても、日本船と日本の一今回のはえ縄のトラブルの場合です。それが公海上で起こった場合の処理というものには、海上保安庁は当然入るのではないですか。

○新里勝也水産課長 日本船同士の事故については、日本の海上保安庁が当然一緒に入って、日本の司法の場で一海難審判庁というものがあると聞いていますが、そこできちんと処理されると理解しています。

○仲村未央委員 そうなると、今回被害者の側は米軍側を加害だと最初から特定をして、今、国際司法上の問題に発展しているけれども、例えば、加害者不詳とか、加害者が特定できないということで、この公海上の問題を訴えた場合には、海上保安庁は入らざるを得ないのではないですか。そこはどうなのですか。今、加害者を特定しているのは被害者の側だけなのです。それは当事者も、

司法も、誰も認めていないのです。

○新里勝也水産課長 申しわけございません、勉強不足で即答できません。

○仲村未央委員 これは非常におかしなことだと思っていて、地位協定上の問題でいくと、領海内であれ、公海上であれ、米軍は地位協定を充てて補償することにはなっていないのです。どのように補償するかというと、向こうの海軍自体が、自分が加害者として過失を認めた場合、これで足るわけです。これで補償するという道がただ開けるだけなのです。ところが、向こうの当事者が自分が加害であると認めない場合というのは、今言うように、司法裁定に入っていくと国際法上の問題になるわけです。ですから、むしろ加害者不詳で事故処理を一まず普通の司法ルールにのっとなって、そのときの加害者を誰と司法が判断するかを待って、国内法上の問題をまず整理してから特定していかないと、国も逃げっ放し、どうぞ皆さん当事者同士でやってくださいという、いきなり国際法の問題になるわけです。そのやり方は非常に一こちらはもちろん写真で見えていて、証拠もあるから加害者が米軍だと十分に特定をして入っているけれども、実際には日本側の責任のあり方、あるいは加害の特定の仕方を明確にするという一つの入り口を閉めてからやらないと、司法に訴えたって、向こうがナシのつぶてでいつまでも返事がこなかったり、この公海上の難しい問題であれば、なおさら領海よりも引くわけです、対米軍ということだけで。ですから日本側を引きずり込む、政府側を引きずり込む、司法側を引きずり込むというところに至らないということが、まず第1のハードルを高くしている感じがするのです。そこの選択というか、加害者をまず不詳としたまま司法に訴えていくということもあわせてしないと、この問題の、特に加害の特定が遅くなるのではないかという懸念を持っています。そこを研究されてみてはいかがかと思っています。

○山城毅農林水産部長 我々もそこまではわからなかったものですから、そういう方法もあるということで、研究させていただきたいと思います。

○仲村未央委員 そうですね。恐らく今の件は、質問主意書あたりでも出ているかもしれませんが。今の公海上の民民トラブル、国内問題、それから対海外の場合ということの整理が出ているかもしれなくて、ただ、こちらが全員でいち早く加害を米軍だと決めたものだから、急に国も引っ込んで一日本の司法もこれに関与しないという態度を見せているという節があるのです。そこはこちら

も出方を研究して、なるべく被害者が速やかに補償に当たれるような取っかかりを、こちらも知恵を出していくところだと思っていますので、ぜひその検討をお願いします。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 陳情の第43号、アカジンミーバイの養殖の問題なのですが、アカジンミーバイというと高級魚ですので、これの養殖技術が確立するということになると、漁民の皆さんにとっては非常に大きな成果だと思います。養殖技術確立の見通しはどれぐらいですか。

○新里勝也水産課長 先日も実際研究をしている国の機関まで行って、いろいろ勉強してきたところですが、やはり非常に飼いにくい魚ということを知っています。我々も値段が高い、中華食材としてマーケットも大きいということを非常に魅力だと考えていまして、そのことについてあわせて勉強してきたところですが、やはり神経質であるということ、成長もそんなによくない、課題はまだあるようです。結論として、あと数年ぐらいは時間が欲しいと聞いております。我々も期待しているところですが、漁業者にリスクを与えることになるので、その辺は慎重に対応していきたいと考えているところです。

○玉城ノブ子委員 こういう養殖技術の確立については、県のほうがぜひ支援を強化して、早目にその技術が確立できるように頑張ってくださいと思います。それから、この養殖の問題なのですが、ただ養殖の漁民の皆さん方から、この支援が非常に弱いという声が聞こえるのです。前にリュウキュウスギも一時期、取り引きが非常に多いということで、盛んにリュウキュウスギの養殖をやっていた漁民の皆さん方がいたのですけれども、最近はこれがなくなってしまっている状態になっているのですが、今、具体的なリュウキュウスギの養殖、そこに対する支援はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 標準和名でスギという魚ですが、現在の県栽培漁業センターから種苗を供給しているところです。以前は数億円の大台まで行っていたのですが、残念ながら病気の発生であるとか、販売先の確保等課題が多くて、現在は数経営体が養殖をやっているという状況だと考えております。ただし、県としては、業者の要望があれば種苗を安定供給できる体制はできていますの

で、きちんと対応していく体制はつくっているところです。

○玉城ノブ子委員 栽培漁業センターで、ほとんど養殖業の生けすが活用されていないということも聞くのですけれども、具体的にリュウキュウスギもそうなのですが、県内で養殖漁業がなかなか進んでいないという原因はどこにあると皆さんは考えていますか。

○新里勝也水産課長 栽培漁業センターは、人員、施設もフル稼働している状態と認識しております。数少ない人員ではありますが、業者から要望のあるヤイトハタ、スギ、マダイ、タマン等の養殖の種苗を供給しているところです。ただ、残念ながらスギについては経営体数も減ってきているところがありますが、ヤイトハタについてはどんどん伸びてきていますし、県内需要だけではなく県外、海外まで出すように、県としてはヤイトハタに力を入れて漁業者を誘導しているところです。栽培センターも、施設も目いっぱい使って一生懸命やっていますところですが、業者が今後、もっと養殖業ができるようにバックアップはしていきたいと考えています。

○山城毅農林水産部長 ヤイトハタなのですが、基本的に消費地まで鮮度を保ちながらいかに価格を維持してあげるかというのは課題にありますので、今、研究技術センターの中で、水無活魚一生きのまま輸送するというのをやってみて、東京まで実証しているのです、この前、香港までも生きていた状態で運べたということが実証できていますので、それをうまくルートに乗せていけば一特に、香港は生きた魚が非常に重宝されていますので、高い値段で売れるという意味では、今後楽しみに、支援できるものなのかと考えています。

○玉城ノブ子委員 養殖漁業は沖縄の漁業にとっても非常に大きな役割を果たしていくと思うので、リュウキュウスギもそうだし、ヤイトハタももちろん、非常に活発、順調に出荷がいつているということは聞いておりますけれども、もっと養殖漁業をする漁民の皆さん方に対する支援というものを、県として強化していただきたいと要求します。

○山城毅農林水産部長 県としても養殖業を伸ばしていこうということをしっかり持っていますので、それに対する生産の指導、漁期の対応等、流通も含めて一先ほどの活魚など技術的なところも支援しながら、なおかつ事業を拡大するのであれば、その辺の支援も含めてしっかりやっていきたいと考えています。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 漁業者の燃油の問題ですけれども、高騰したら漁業基金で補填するという形になっているとは思いますが、燃費を改善できる方向性に持っていないと、今の値段では合わないと思うのです。どんなに頑張っても下がるわけではないので。そういった具体的なことができるのか、できないのか、聞かせてください。

○新里勝也水産課長 燃費節減という課題に対する手段として、エンジンにある装置を設置することによって効率よく燃焼できて燃費が節減されるという機器を提案いただいているところです。今、情報収集させてもらっていますが、我々が即導入できるものなのか、あるいはまだまだ改善すべき課題があるのかどうか、その辺を含めて今、研究させてもらっているところです。これができるようであれば、補助事業等の導入も検討していきたいと考えています。

○砂川利勝委員 当然漁業基金のほうで対応できますよね。例えば、できるとしたら県の補助制度でできるのですか。

○新里勝也水産課長 現時点で、今回の沖縄漁業基金のメニューには載っていません。今後、県が何らかの予算措置をしていくのか、あるいは基金のメニューに入れてもらうのか、その辺も含めて検討していきたいと思います。

○砂川利勝委員 今、車でもハイブリッドカー、水素、電気でも走るという時代なのです。それは言ったら、やはり燃費をよくするためにやっていることなのです。車でできて船でできないことは絶対ないのです。その辺は、県は積極的に情報収集をして。要するに今の値段では絶対合いません。100円切るということはもうないですから、そこをカバーするには燃費を上げていくしかないのです。その辺は積極的に動いていただきたいと思います。よろしく願います。

それともう一点、農道の整備です。土地改良して農道ができますよね。基本的には道路台帳に載せると思うのですが、石垣市のある部分で、道路台帳に載っていないから一括交付金を使って整備ができないという話が聞こえてきます。本来、道路を整備した時点で道路台帳に載せることは義務ではないので

すか。載せなくてもいいというルールがあるのですか。

○仲村剛村づくり計画課長 基本的に土地改良事業をしますと、土地改良財産、特に農道については、農道台帳整備ということで農道台帳作成の上、財産と管理も含めて市町村、もしくは土地改良区のほうに譲渡する形になっておりますので、原則あるべきなのです。ただ、過去に土地改良事業をしていながら、農道台帳がつくられないまま施設等が現存しているというものもあろうかと思えます。その点については、これまでの整備の履歴等を勘案しながら、改めて農道台帳に登載をした上で、整備を図る方策のほうがよろしいのかと考えています。

○砂川利勝委員 結局、予算がないから道路台帳に載せられないという、とんでもない話です。予算があるとかないとかいう問題ではないと思うのです。では、なぜこれを整備したのかと。補助金を入れていますよね。例えば、市町村がお金がないという話は通用しないと思います。県のほうが強く指導してください。

○仲村剛村づくり計画課長 県としても必要な支援を一関係する市町村とともに、前に進めるように頑張っていきたいと思えます。

○上原章委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ声あり)

○上原章委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○上原章委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の方法などについて協議)

○上原章委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第8号議案指定管理者の指定について採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 意見、討論なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより乙第8号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○上原章委員長 挙手多数であります。

よって、乙第8号議案は可決されました。

次に、乙第5号議案土地の取得についてを採決いたします。

ただいまの議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案は、可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○上原章委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情38件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章